

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年7月30日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年7月30日（月） 午後1時00分～午後5時21分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君
委員 このの 孝子 君 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松 山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川 島 健 康 課 長
品川区保健所長兼務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ッ橋国保医療年金課長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹箸参事（品川区保健所 保健予防課長事務取扱） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願、陳情審査、報告事項、行政視察についておよびその他を予定しております。

なお、木村委員より、本日欠席の旨の申し出がございましたので、ご報告いたします。

本日は1名の方の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力よろしくお願いたします。

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年陳情第10号 障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情

○石田（秀）委員長

初めに、予定表の1、請願・陳情審査を行います。

まず初めに、(1)平成30年陳情第10号、障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきましては、理事者の説明の前に、本陳情に関し、陳情者より意見陳述の申し出が出されております。慣例によりますと、この申し出につきましては質疑終了後、意見表明の前にお諮りをしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○石田（ち）委員

ぜひ審議の前に意見陳述をしていただきたいと思います。やはり障害者分野は特にですけども、この障害者、当事者抜きに決めないということが当事者からの強い思いですし、この相談支援の部分に関しても、今すぐ品川区の課題だと思います。そして複雑な部分もあると思いますので、ぜひ陳情者の意見を聞いてから審議に入っていただきたいと思います、入りたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにご意見は。

○鈴木（ひ）副委員長

毎回この意見陳述というのが、慣例でということで審査が終わった後に意見陳述書を受けるというようなことで、それで諮った結果、審査の中で審議ができたのでということで、ずっとこの間意見陳述を受けないまま委員会として来るという状況があったと思うのです。でもやはり私は、議会のあり方として、やはり区民の方が、特にこの陳情された方がもっと中身を聞いてほしいということで訴えているわけですから、区民の、その陳情者の方の意見というものをしっかりと真摯に議会として受けとめて、その上で審査をする。それこそが審査を充実させるということになると思いますので、ぜひ意見陳述を受けていきたい、しかも審査の前にしっかりと聞いて、それで審査に入りたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

慣例でいいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○若林委員

委員長のご案内の中での慣例の部分でいいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、ただいまいただきましたご意見では、意見陳述の取り扱いについて見解が分かれております。

初めに本件陳情の取り扱いをいつ諮るかについて確認させていただきます。

意見陳述の取り扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成少数ですので、意見陳述の申し出の取り扱いについては、質疑終了後に諮らせていただきます。

それでは、本件に関しまして、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは私から、平成30年陳情第10号、障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情についてということで、ご説明申し上げます。

相談支援を通じて障害者ご本人の意向やニーズを聞き取り、それを尊重して適切な審議に結び付けていくために、ご本人中心の計画を立てるよう、各相談支援センターの相談員には伝えておりますので、サービス支給量を違法に削ることはしておりません。ただし、支給決定基準につきましては、国が定めることとしておりまして、区でも要綱で定めておりますが、相談員全員には浸透しておりませんでしたので、支援センター連絡会で拠点相談支援センターの相談員に周知を図っております。

具体的に申しますと、支給決定基準というのはあくまでも目安であるため、傍らに置いておいて障害者ご本人のニーズを十分にお伺いし、生活が成り立つための計画をつくるよう周知徹底をしております。

今後も障害者ご本人ごとに丁寧な相談をお伺いし、そしてそれを尊重した相談員の質の向上を図ってまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご発言願います。

いいですか。それでは……。

[「ないんですか」と呼ぶ者あり]

○石田（ち）委員

この陳情では、冒頭に陳情の理由のところ、障害者総合支援法における相談支援とはということで、相談支援の意義や目的が書かれています。このことに品川区も同じ認識かどうか、まず伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の障害者総合支援法の趣旨、意義、目的については、区も同じ認識を持って、相談支援セ

ンターのほうに周知をしております。

○石田（ち）委員

それでこの陳情の下の部分、真ん中から下の部分ですね。「ところが」ということで、視覚障害者の同行援護、また重度訪問介護（区分6）の方のこうした実態、事例を出されて、障害者の意向を尊重した相談支援になっていないという実態が出されているのですけれども、これは事実とお認めになるか伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

実際に困っていらっしゃるということで、区のほうに連絡が来れば、相談員に対しまして、その方の生活が成り立つように再度訪問して、お話を十分に伺うように指導しております。

○石田（ち）委員

ここに出されている実態は、では事実こういうことがあったということで、品川区は認識をされているということによろしいですか。

○松山障害者福祉課長

ここにある実態が事実であるかにつきましては、私としては全て認識しているわけではございませんので、個別具体的な事情であり、お困りの方がいらっしゃれば、区としては不本意であると考えております。区民の方がお困りになっているようであれば、まずは相談員にご相談いただき、ご本人が困ることがないような支援計画を相談員が作成することとなります。個別具体的な相談につきましては、相談支援センターのほうで対応することとして、区としては指導してございます。

〔すみません。発言できないですか〕と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

傍聴の方は、発言はできません。

○石田（ち）委員

ここにある実態はまさに、区も不本意とおっしゃっていますけれども、実際にあった、起きている状況です。私たちのもとにも、共産党にも相談が来たものです。この陳情にある実態の一部は。それから、今各懇談会、団体ともヒアリング等々も各党派やられていると思うのですけれども、私たちも視覚障害者の方々からは同行援護の時間数、本当に削られるのですということを経験しておりますので、この実態は否定できない実態だと私たちは思っています。

こういう実態が起きているということ、ぜひ区にも、把握していないということですが、この場をかりて把握していただきたいと思ひますし、それでこの実態は、先ほど課長はこの総合支援法における相談支援とはというものの意義や目的と同じ認識を持っているとおっしゃっているのですが、障害者の意向を尊重した相談支援になっていないという訴えがされているわけです。ですから、まさにこのサービスの利用が制限されている実態なのですが、この制限された原因です。相談支援事業所も、支援員も、国が定めるサービス等支給決定基準、先ほど課長はこれが全ての基準になるものではないということであったのですけれども、当然これをもって、こういう基準があることをもって、そして障害者の意向を尊重した相談支援というものを行うべきなのに、品川区はそれを、事業所にもその基準があること、そしてそういうものに基づいた相談支援をしないということも言っていないことではないことですね。なので、重度の訪問介護の区分6の方は、本当ならば10時間、本当ならばといいますが、この支給決定基準から見れば10時間支給されてもおかしくないのに、8時間にとにかく制限をされると。そしてこの同行援護も、これだけの時間が欲しいという訴えに対して、それは必要ないでしょうと

相談支援事業所から言われるということで、これはまさにそうした区が制限をさせてきた、これを知らせていなかったということとともに、制限をさせてきたということにつながっていくと思うのですけれども、その認識はどうか伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

先ほど委員がおっしゃられた基準に基づいてということですが、あくまでも国庫負担基準につきましては、国が示しているとおおり公費で賄えるということですので、国が公費を公平に配分して、市町村間のサービスのばらつきをなくすために市町村に対する国庫負担の上限を定めたのであって、個人ベースではばらつきがありますし、個人のサービスの上限を定めたのではないということで国のほうは明記しておりまして、私どもとしまして、その基準をもって基準に基づいてということではなくて、国庫負担基準はあくまでも目安であるので、横に置いておいて、ご本人のご意向やニーズに沿った形で意向を十分にお伺いするということになるかと思えます。

相談支援センターがどれだけご本人の意向を十分にお伺いするかということにかかってくるかと思えますけれども、区としては特に制限をしておりませんので、相談支援センターの相談員に対しましては、十分にご本人の意向、ニーズを伺い、ご本人の生活が成り立つようなケアプランをつくるよう指導を行っております。

○石田（ち）委員

では品川区は、この障害者総合支援法における相談支援の意義や目的と同じ認識を持って、品川の相談支援が着実に行われているというふうに考えているということですか。

○松山障害者福祉課長

着実に行おうということで、指導をしております。なかなか相談支援センターにおいては、やはりこちらのほうとしても情報をお伝えするということで浸透していなかった部分がありますので、正しい情報、あるいは国からの通知につきましては、連絡会等を通じましてきちんとお伝えして、質の向上が図られるよう指導に努めてまいります。

○石田（ち）委員

私もこの相談支援の問題は一般質問で取り上げました。そして区からは、適切なケアマネジメントが行われるよう連絡会を通じてと、今ご答弁の中でもありましたけれども、適切なケアマネジメントというのはどういうものなのか、どういうことなのか。そして連絡会を通じてということですが、この連絡会というのはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○松山障害者福祉課長

適切なケアマネジメントということでございますけれども、まずケアマネジメントを行う際にご本人の意向、ニーズのほかに、障害支援区分、それからご本人の生活状況、それから介護の状況等々をお伺いしまして、総合的に行うということになります。ただ、ご本人中心であるということは間違いなくということでございますので、そちらのケアマネジメント力の向上というものがキーとなってくるかと思っております。

○石田（ち）委員

それがきちんとされていなかったというのが、この実態の部分ですよね。今おっしゃっているのですけれども、それがなされていないというのが、今、相談支援事業の実態だと。そこを区がしっかりと踏まえないことには、この周知だったり、スキルの向上というのは図れないと思うのですけれども、その答弁の中でもスキルの向上に向けてとか、しっかりとした説明会や研修会、説明を図っていききたいとい

うふうに考えているということなのですが、これをどういう中身にしていくかということなのです。今までと同じ形で周知したり、しっかりとした研修と言葉ではおっしゃられているのですが、それがやられても意味がないということだと思っております、この実態は。否定できない実態だと思っておりますので、ぜひそこを受けとめていただいて、この国が、厚労省からですね。「相談支援の手引き」というものも出されていますけれども、ここに沿った内容で進めていかななくては、今の相談支援事業は全く変わらないことになってしまうと思うのです。それで、この「相談支援の手引き」の中にも、人間の尊厳を示す自己決定や自立という権利を利用者は持っている。なので、ケアマネジメントの目的は人間の尊厳を守ることであり、自己決定、自立を支えることであるというふうにあります。ですからこれに背を向けているという実態だと思うのです。ここに陳情に出ている声は。ですから、こうした厚労省のいう観点で最低限進めていかないと、改善は図られないと思っておりますし、その中でも、相談支援の流れの中でも、信頼関係を築いていく、そして不安を和らげる、そして審判的な態度では接しない、自己決定を原則とするということで、もう本当に今の品川区の相談支援事業の実態とかけ離れた、本当に障害者に寄り添った相談支援ができる中身になっているので、こうしたことを参考に、そしてその今の実態、今この陳情に出されている実態、こうしたことがあると否定できない実態ですので、そこを認めて次に進んでいかなければ、いくら研修や説明を図って周知しても、いいものはでき上がらない、今までどおりということになっていくと思っております。やはりその改善をどのようにしていくかということだと思っておりますけれども、そこはどのようにお考えか教えてください。

○石田（秀）委員長

すみません。傍聴者の方に申し上げます。

委員会は傍聴規則がありまして傍聴をお受けしておりますし、その取り扱いもそのように進めてやっていきたいと思っておりますので、それに反する行為、また暴言、いろいろうるさいとか、いろいろ音の問題、発言の問題、いろいろなことがあります、それに反する場合は退出を命じることがございます。それは十分ご理解をいただいて傍聴していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松山障害者福祉課長

委員のおっしゃられた、本当に厚労省の法の趣旨ですね。それから「相談支援の手引き」に基づいたというのは、確かにそのとおりに行っていきたいと思っております。自己決定のあり方、あるいは相談支援のあり方、本当に基本に立ち返ってというのは、どんなにベテランの相談員でも重要なことですので、必ずそこでの研修というものは行っていきたいと思っております。

また、先ほどちょっと答弁に漏れがありましたので、支援センター連絡会でございますけれども、2カ月に1回事務の連絡ということで、拠点相談支援センターの相談員が全員集まって行っております。

○石田（ち）委員

やはり厚労省が定める、こうした相談支援の流れに沿って、本当にここの陳情の題目にもありますけれども、障害者に寄り添った相談支援の実施、これをぜひ進めていっていただきたいと思うのです。

それで、この間相談支援の中で、支給決定の勘案事項が勘案されていなかったと思うのです。そのためにこういう陳情にある実態が起きていると思うのです。その勘案されていなかったのはなぜかを伺いたいのですが。

○松山障害者福祉課長

その支給基準による実態が勘案されていなかったというのが、具体的にちょっとどのようなことを指されているかはわかりかねますけれども、支給決定基準はあくまでも目安でございます。繰り返しにな

りますが、目安でございますので、ご本人の生活でお困りのことがあれば、きちんと区からもそういう実態に基づきまして、相談員のほうが必ずお困りの状況をお伺いし、実際にどういうことで解決するかということでご本人と十分に話をしまして、ケアプランをつくるという形の解決策をとってまいりたいと考えております。

○石田（ち）委員

この支給決定の際の勘案事項ですけれども、要は障害当事者、当該障害者が受けようとするサービスの内容、利用目的、また具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅であれば生活支援費の支給決定を行っていく。そして社会参加の意欲を含めて、本人がどのような生活をしていきたいかを十分考慮する、これが相談支援員の考え方ですね。そして、また置かれている環境としての住宅の構造だったり、生活環境、こういったことも細かに捉えて、それを全てとり合わせて状況を見て、要するに勘案ですよ。そして出されるのが支給決定なのですけれども、それがいないためにされてこなかったのです。ですから、こうした重度訪問介護、最重度の区分6の方でも8時間に制限されている。そして同行援護は20時間から40時間に制限をされる。こうした状況に陥っているのだと思うのです。勘案をしっかりと、勘案事項をしっかりと踏まえて、そして相談支援員の、当該の障害利用者の細かな部分からも、言葉ではなかなか出ないけれども、態度だったり、表情に出てくる細かな部分を捉えて、それを勘案して支援に、サービスに乗せてくるというのが相談支援事業所や支援員の役割だと思っていますけれども、これが全くされていないと私は思います。この実態だったり、私たちのもとに寄せられている実態から見ても、ですので、なぜなのか、それが。勘案事項のもとにやられているということですから、全くされていないという実態があるということは、ぜひ認識していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

委員のご指摘のとおり、勘案事項というのは非常に多様で、またご本人と相談する中では、ご本人の生活、24時間の生活というものを念頭に置きながら、ご本人が何を望んでいるかということ聞き取る、把握する必要があります。本人の望む生活に近づけるような形で支援員が寄り添って相談支援を行うということですので、区にケアプランが上がってくる時点では、ご本人の生活を捉えた勘案事項を加味したケアプランになっていることだと思います。ただ、不足しているということであれば、今の相談支援員の質の向上というものは必要であると考えております。そのため、例えば障害者介護学校で行っている福祉カレッジでケアマネジメントのあり方を研修したり、あるいは地域自立支援協議会の相談支援部会でもう一度相談というものに、基本の相談に立ち返って、法律に沿って、手引きに沿った形で全員で研修するということが、質の向上につながることでと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひ今言っていたいただいたことを実行しなければ、本当に苦しんでいる障害者を野放しにすることになりますので、本当にそこは、どのように伺っても今のような答弁にしかならないので、やはりどのように具体的に改善をさせていくかということが問題だと思うのです。

それで、一般質問のときのほかの会派の方からの質問のときにも、相談支援マニュアルを作成していくというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、それはどのように、どこが、誰が、どのようにしてつくられていくのか、どれぐらいのペースというか、スケジュールでつくられていくのか伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

相談支援マニュアルについてのご質問でございます。こちらのほうは、地域自立支援協議会の相談支援部会におきまして、相談支援センターの相談員も含めまして、国が言っている法律の趣旨、それから手引き、それからあとは品川区ならではの相談のあり方や個票、共通のものです。共通の支援マニュアルというものをつくるということを考えております。ただ、今回その支援マニュアルというものが、つくるのはまだちょっと、構成としてどういうものが必要かということは、またその検討会で話をしてみたいと思います。

またスケジュールにつきましては、これからそういったことを検討いたしますので、1年あるいはちょっと、来年度中には冊子にして、その冊子が相談支援の指針となるようなマニュアルというものを考えています。

○石田（ち）委員

そうすると、その冊子ができるまで1年以上かかるということのようですね、それまでの間というのは、どのように周知を徹底といたしますか、改善を根本からしていかないとだめだと思うのですが、そこはスキルアップとか、現場にどう伝えてどう進めていくのかというのが、ちょっと余り伝わってこないのですけれども、もうちょっと具体的に教えていただいてもいいですか。

○松山障害者福祉課長

まず、現場への浸透の具体策につきましては、まず1つは先ほど申しました、2カ月に1回の支援センター連絡会ということでございます。こちらのほうは制度や国の通知、あるいは要綱、基準についての区からお伝えすべきことを伝えていく、周知徹底させていく、そちらの支援センター連絡会には、できるだけ相談員の方が全員出席することとなっております。そこで情報の共有を図りたいと思っております。

また、そのほかについてですけれども、やはり国のほうの法律の趣旨とか、「相談支援の手引き」といったことになろうかと思っておりますけれども、恐らく意識的な質の向上ということになろうかと思っております。そちらのほうにつきましては、やはり介護学校の研修、福祉カレッジの研修もそうですけれども、これまで行ってまいりましたが、それに加えまして相談支援部会のほうでお互いに討論をして、きちんとその情報共有、あるいは深めるということは大事になろうかと思っております。支援マニュアルをつくる中で、実際に自分でそれにおいて、例えば事例検討していく中で深めていけるのではないかと考えております。

○石田（秀）委員長

1つだけ。障害者当事者の意向に沿った相談支援を行ってくださいというこの陳情の趣旨に沿って、今質問されているのだけれども、結構重なって同じようなことを大分言っているから、重なる部分は何度も何度も同じことを重なるのではなくて、整理をしてしゃべっていただければと思います。

○石田（ち）委員

そうした研修や部会できちんと情報共有していくというところでも、やはり今、今後とも品川区の現状、こういう実態が現にあって、勘案事項も勘案されていない。そして浸透していなかったというふうにおっしゃっていますけれども、私は一般質問で、やはりこれは国のこうした支給決定が浸透していないというのは区の重大な責任だということで反省を求めたのですが、そうしたこともなかった、そこへの答弁もなかったのです。ですから、この実態をしっかりと区が認めて、本当にこの意向に沿った、障害者の意向を尊重した相談支援になっていなかったということもしっかりと認めて改善しないと、進んでいかないと思いますので、そこをぜひ受けとめていただいて、進めていただければと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

1点だけ確認で、3行目でサービスの支給量を違法に図るという、この辺のサービス量を違法に図っているという判断を、区としてどういう……。

〔違法に削るだ〕と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員

あつ、削るだ。この削っているということはないでしょうねという確認です。

○松山障害者福祉課長

サービスの支給量を違法に削るということとはございません。障害者の相談員がケアプランを、サービス量も含めて区のほうにケアプランの案として計画案をつくるという形の流れになっております。区としては必要なものということで、特にそこから削るということはしておりません。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

今の質疑を伺っていて、私は根本的なところが、区の認識がきちんとしていただかなければならないのが、現場と区の認識の乖離がある。区としてサービスの制限をしていないと、この点について現場と区の認識の乖離があるということ、私はぜひ課長にも認識していただきたい。こういうところの認識がなければ、改善になっていかないのです。でも現場では、区がこのサービスを制限してきたという事実があるわけなのです。

というのは、ここに事例に書かれている重度訪問介護のことなのですが、これは私が具体的に相談を受けた方です。重度の支援区分6の方なのですが、ずっと不自由な生活で、ヘルパーの時間を増やしてほしいということでずっと要望してきても、なかなか通らないと。それで他区ではもっとたくさんの時間をもらっているのに、何で品川区はこれだけ1日8時間に抑えられるのかという、そういうところからの相談だったので、それで支給決定基準表を見ましたら、1日10時間までは基本として認められるというふうになっていたわけです。だけれども、その1日10時間というのは、現場のこの身障者会館の相談員のケアマネジャーの方、それから責任者の方ともに、そういうサービス支給決定基準表の存在をご存じなかったということだったのです。そして現場で、その当事者の方のところでも私も立ち会いまして、身障者会館の責任者の方、それからケアマネジャーの方、それから区の係長、それから職員の方立ち会いのもとで、どのようにこの支援を考えていこうかということの検討に私も立ち会わせていただきました。その場で言われたのが、現場の責任者の方も、ケアマネジャーの方も、区のほうからは重度の、この支援区分の最重度の方の場合、訪問介護は1日8時間までとずっと言われ続けてきたと。そして、この新しい基準表、新しいといっても平成27年、3年も前のことなのですが、できた基準表の存在を知らなかったということで、係長にも来ていただきましたという、そういう説明でした。

ということで、区のほうからは重度の方は8時間ということでずっと指導されてきたというのが、現場での責任者の方も、ケアマネジャーの方も、そのように言われたのです。それが現場の実態なのです。拠点相談支援センターの責任者の方、指定特定相談支援センターのケアマネの方ともに、区のほうからの指導がそうだったと。ということは、もうそれ以上は組めないという認識でずっとケアプランを

つくらざるを得なかったというのが現場の認識だったわけなのです。そういう認識についてはいかがでしょうか、区としては。私は現場での、区のほうからサービスを制限されてきたと。そういうことの実態と、今の品川区の、ここに書かれているような障害者総合支援法に基づいて現場でもやられているという、この認識に大きな乖離があると思うのですけれども、そのところを、現場の実態をしっかりと私は認識していただかないと、改善につながらないと思うのです。現場のそういう実態については、区としても把握されているのか。現場のそういうふうに区に言われ続けてきた、これは重度訪問介護だけでなく、ここに書かれている同行援護もそうだというふうなことで聞きました。そういう実態があるということについて、区としてどう考えられているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

もちろんその支給決定基準について、ちょっと現場の方が知らなかったということですが、平成27年度の改正のときに、ホームページに全て公表しておりますので、そこはちょっと現場のほうに対する区の教育、あるいはそれぞれの現場のところでの認識というのは、ちょっとぶつかったのかなとは思っております。それで、先ほど浸透していなかったということをお知らせさせていただきます。

支給決定基準については、相談支援センターと支給決定を決める区というのは、やはり独立性が確保されなければならないと感じておりますので、相談支援センターが本当に必要性やご本人の意向をきちんと聞いて、寄り添った相談というのは相談員には必ず求められるべきことですので、あくまでも基準についてはちょっと浸透していなかったということで、その辺の認識は深めなければ、区としてはちょっと底上げをしなければならないというふうには感じております。正しい相談支援、あるいは適切な相談支援、そして相談員の質の向上に向けて、これから指導に全力を挙げていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

私はホームページに公表すれば、相談支援の人だって見るのは当たり前だろうという、そういう姿勢というのは区としても問題あると思うのです。その点についてもちょっと伺いたいと思っておりますけれども、本当に独立性が確保されるというのがあるべき姿だと思います。しかし現実とは全く違うという現実になっていたというのが、私は問題として認識していただきたいということなのです。現場からは常に、こういう場合これでいいですよということをお伺いを立てて、区のほうといつもやりとりをしながら、区が認められるから、認められないからということで、この時間というふうなことを組んでいるという、そのような関係があるということなのです。しかも8時間という形で、区のほうではずっともう8時間というようなこと言い続けてきたわけですから。もう8時間しか認められないというふうに、現場では思い続けてきたということなのです。現場の責任者の方も、相談員の方も。そういう現実があるということは把握されているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

支給決定基準をホームページに公表すればそれでいいとは思っておりません。支給決定基準については、国の通知もそうですけれども、実際に相談支援センターがみずから独立して、国や東京都の通知というものを絶えずキャッチするという方向性も必要だとは思いますが、それに加えて区といたしましては、よりその認識を深めるために正しい情報を支援センター連絡会で改めて通知するというのは非常に大事だと思っております。そのために実行をしております。

また、あと現場と認識の乖離が非常にあるということでございますので、それは本当に現場の方との同じ場所での共通認識や機運を深めながら、積み重ねていかなければならないことだということで私としては感じております。

○鈴木（ひ）副委員長

それであれば、今、今回こういう形で、私もその相談を受けたということで、現場に私も同席させていただきましたけれども、私はこれは特別な事例ではなくて、こういうやり方で現場では組まれていたということなのです。こういうやり方で現場で組まれていたという事実を、区として把握されているかということなのです。8時間ですよ、同行援護はこういう場合ですと20時間ですよ、40時間ですよという、そういう形で組まれていたという現場の実態というものを、課長はつかんでいらっしゃいますかということをお伺いします。

○松山障害者福祉課長

委員がおっしゃられるようなサービス支給量を制限するような実態というのは、事実としては私は把握しておりません。確かにこういうようなお困りの方がいらっしゃるということであれば、非常に個別具体的なことで、区としては本当に不本意でございますので、相談員がきちんと、こういう情報が入ればもう一度相談員が出向いて、ご本人のお話を伺って、ご本人が納得いくようなご本人中心のケアプランというものを再度つくってもらうように指導するというのが区の立場でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

私はここに書かれているのは、まさしく事実だと思うのです。ということですので、それで実際に現場の責任者の方からも、ケアマネジャーの方からも、そういうことで区のほうから言われてきたということも伺っていますので、そういう事実を私は課長としても、拠点相談支援センターにしても、それから指定特定相談支援センターのところでも、きちんとこういう形で区が、係長になるのかと思うのですけれども、制限をしてきたと。そのようなことは間違いだったと。そういう実態を現場でつかんでいただきたい。それから、これはつかんだのであれば、それは改善しなければならないということになると思うのですけれども、もしこれが事実だということがつかめたとしたら改善しなければならないということになりますよね。この、ここに書かれているということが事実かどうかを、私は現場に行ってみていただきたい。それが事実だということになれば改善が必要だということに、当然なってくると思うのですけれども、どうでしょうか。

○石田（秀）委員長

ちょっと待って。副委員長、さっき石田ちひろ委員が言っていたこととほとんど変わらないことを言っているの、そこはきちんと同じ会派だし副委員長なので、調整をしてきちんと考え方を述べてください。全くと言っていいぐらい、私が聞いている感じでは先ほど言っていることと同じ質問をしているから、答弁はしてもらいますけれども、それはよく考えてから言ってください。

○鈴木（ひ）副委員長

それは踏まえた上で言っているのです。

○松山障害者福祉課長

ご本人がお困りになっているという主張についてはご本人の主張ですから、それはご本人の立場から見れば事実ということになってくるかと思えますけれども、私ども区でサービス支給量を制限することはございません。ただ、その改善というよりは、本当に今まで浸透していなかった部分につきまして、また改めて基本に立ち返って、相談のあり方、あるいはご本人の意向、ニーズを十分にお伺いして、それを尊重するという適切な支援に結びつけていく、そしてその方の生活が困らないように、区としては相談支援センターの相談員の質の向上を図っていくつもりでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

私はここに書かれているところが、先ほどからも再々言っているように、区のほうから8時間、重度訪問介護の支援区分6の場合も8時間ですよと言われ続けてきた、同行援護は何十時間ですよと言われ続けてきた、こういう現場の声を伺っているわけなのです。そこの認識が課長と一致できないので、そこは現場に行って、ぜひとも現場の実態をつかんでいただきたい。そしてこれが事実だということをつかんでいただきたい。それが事実だということをつかんでいただかなければ、改善というものにはつながらないので、品川の場合、本当にサービスが他区に比べても抑制されている、制限されているということが、障害の方々の中ではもう周知の事実のような形になっているわけです。今、結構いろいろな区の方と情報も交換し合いますから、こういう場合だったらこれぐらい認められるのではないの、もっと外出をすることができるのではないの、自分のもっと豊かな生活を保障してもらってもいいのではないのというのが、国のほうからも出されているわけです。そのもとでいろいろ組み立てられているわけなのです。だけれども品川区では、それが抑制されている。何でこんなに抑制されているのというのが、大問題になっているわけなのです。そこのところの事実をつかんでいただかない限りは、改善にはつながっていかない。私はその事実を目の当たりにしましたので、ぜひとも課長にもそこの認識を、現場で、現場の責任者の方、ケアマネの方、ぜひとも実態を聞いていただいて、区がどういう指導をしてきたのか、どのような制限、抑制をしてきたのか、その実態をつかんでいただいて、本来あるべき、ここに書かれているような障害者総合支援法に基づく相談支援のあり方に、ぜひとも改善をしていっていただきたいと思っておりますけれども、改めて伺いたいと思っております。

○松山障害者福祉課長

委員おっしゃられるとおり、区としての認識と現場の認識というのは、確かにずれがあることかもしれません。だからそのずれにつきましては、やはり区としては障害者総合支援法の趣旨に基づいた相談をするべきだということは、私としても強く思っておりますので、その認識を現場と一致させるべく、今後研修や連絡会で周知に徹底しまして、実行に移せるように取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

ぜひそういう方向でやっていただきたいと思っております。この結果というのが、今回新しくできた計画の中身にもどのような実績があるかというふうなところで、私はあらわれているのではないかと思います。この重度訪問介護の場合は、支援区分6の方は310時間、4の方でも240時間まで認められるということになっていきますけれども、それというのは、先ほどからも言われているように国庫負担基準というのは目安であって、その人のいろいろな勘案事項と厚労省のほうから示されていますよね。さまざまな、ここに書かれているように本人の状況、心身の状況だったりとか、家族の状況だったりとか、環境だったりとか、本人の社会参加も含めた意向だったりとか、そういうものも含めて勘案して、サービスを組みなさいよというふうなことで言われているわけです。

ぜひともそういうふうな方向でしていただきたいと思うのですけれども、そういうところからすると、国庫負担基準というのはあくまでも目安であって、それを超える人がいても、それを下回る人がいれば、トータルでそれだけは国としては保障しますよ、だから本人のそうした意向を十分酌み取っていただいてサービスを組んでくださいというふうな、国のほうは言っているわけです。ところが、この計画の、今回出された計画の中の実績を見ますと、重度訪問介護の場合は1人当たり平均130時間というのが実態なのです。それから同行援護にしても60時間まで認めるというふうなことでここに書かれていますけれども、実際は25時間というふうなことになっているわけです。それで視障協の皆さんからも、毎年私たち懇談をやるたびに、いろいろもっと増やしてほしいというに言っても、絶対それが増やさ

れないのだというそのところを、他区に比べて本当に少ないのだという要望を受けているわけなので、そのところからしたら、もう本当に課長が言われたように、本来あるべき総合支援の相談のあり方、相談支援のあり方、そういうふうなところで、ぜひ組んでいただければ、この実績にも反映して行くことになると思うのです。その今の制限の結果が、これほど低いサービスにあらわれていると私は思うのです。そういうところからしても、ぜひ改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

はい、わかりました。ほかに。

○こんの委員

1点確認です。私の理解がこれでいいかどうかの確認です。障害者の方々のこうしたご相談の体制というのは、今年度の第2回定例会で出された補正予算の中にも出ていましたけれども、障害者の包括支援相談体制の構築ということで、区はやはり相談のあり方、またどういう相談をしていったならばニーズに合って寄り添えるかということのを改めて洗い出しをして、体制をとっていこうという予算が組まれていたと思うのです。これがまさにこの陳情の方々のようなことを、もっと寄り添える体制をつくらうというものと理解しているのですけれども、その点確認です。お願いします。

○松山障害者福祉課長

委員おっしゃられるとおり、本当に相談のあり方、ニーズも含めた寄り添える体制をつくるということ、あと相談支援事業所を増やすということ、そういった相談員の質を上げるということは、全てそれにつながってきております。

○こんの委員

ということは、もう既に区はそういう課題ということをしっかり捉えつつ、それを体制をつくらうとされている、これは本当にいろいろな、ここに出されたこと以外にいろいろな課題をこれから洗い出して、しっかり寄り添っていただく体制の構築を期待したいと思います。

○若林委員

大きな方向性として、今こんの委員が聞き、答弁があったような大きな方向性は確認をさせていただいて、1つ安心の材料なのかなと思います。ちょっと直近のことになりますけれども、直近においてもマニュアルを含めて改善を具体的に行っていくというお話の中で、どうなのでしょう。一定の体制とか、システムが構築される間、例えば今区が一生懸命その基準というのはあくまでも目安で、これは課長のお話として。ただそれが、では課の中で、いわゆるこういう話になると徹底されているのですかとか、課が各相談支援事業者にも連絡会等で、また日常のご指導の中で、周知徹底していくというところと言うと、例えば今要綱でこのサービスを、いわゆる基準が示されているのですけれども、もしかしたらその要綱もホームページに載っているのですけれども、なかなか1回区が、国が基準というと、確かにいくら目安と言ったとしても、やはりそこには一定のバイアスがかかったり、それからあの要綱自体も、私なんか見てもなかなかその区分とか、それはもうプロの方が見ればわかるのかもしれないけれども、やはり少し、それは障害のある当事者の方も当然見られるわけで、もう少し区民にもやさしいというか、わかりやすい見せ方というものも、いわゆる直近の改善として、ちょっと心を砕いてさしあげてもいいのかなという感想が僕はありますので、ここは1つお話ししたいのと、あとはもう既に相談支援の計画を立ててという方がたくさんいらっしゃる中で、中には、割合としては、僕は全然わかりませんが、今のこの計画のプランで十分満足しています、大変にありがたいですという方も当然いらっしゃいますし、一方この陳情にもあるような、やはりなかなか増えないねという方のお声

も当然聞いています。そういう、ちょっとご不満がある、また改善していただきたいということの、そういう声をフィードバックする、訴えるというか、伝えるという、そういうシステムは今どうなって、きちんと機能していて、それもシステムがあるのであれば機能して、いま一度問題があるのであれば、当然改善はしていくのだけれども、そういう方はぜひ言ってきてくださいと。実態をしっかり認識するという、現場においていくのは、それは当然ですけれども、やはり対象となる方は何百人、何千人といらっしゃるということで、皆さんのなされた相談を1回プランが立ったとしても、これをいつでもしますよという、そういうシステムを改めてお伝えするとかという、いわゆるそういう寄り添ったことというのは、できる余地があるのかなという。その辺の2点、ご答弁お願いします。

○松山障害者福祉課長

1点目ですけれども、区民の方々にとってわかりやすい相談ということになるかと思えます。確かに要綱だけでは、ご覧になってもなかなか、その基準をどう捉えていくかという方はいらっしゃるかと思いますし、国庫負担基準の説明ですとか、多分そこまではなかなか難しい方もいらっしゃるので、わかりやすい区民の方への説明の仕方というのは、ちょっと相談支援センターとも、現場のほうとも意見を聞きながら、どういった形でしたらわかりやすく区民の方がご理解いただけるのかということで、また相談支援部会等で考えていきたいと思っております。

また、2点目の相談支援員につきましては、モニタリングというのはあるのですけれども、モニタリングだけではなくて、例えば先ほどの障害者団体のほうにお伝えをする、誤解のないようにお伝えをさせていただくとか、あるいは区のほうで余り今のところ、例えばサービス量をご本人の意向に沿っていただければ大丈夫かと思うのですが、低いような方たちにつきましては、区のほうから相談支援センターにお声がけをして、これは大丈夫ですかというような形で聞くようなシステムということになるかと思えます。それはちょっと継続して行ってまいります。

○若林委員

大きな流れと、また直近の課題ということで、私のほうでは直近の課題ということで、団体に加入されている人も、ある意味では少数派、会員数を見るとね。団体に所属されていない方が、そういう意味では大多数ですので、今団体のお声もありましたけれども、それは当然大事として、1人も漏れなく寄り添った支援、サービスの提供ができるようにというのは、本当に早速打てる手はしっかり打っていただきたいということは要望させていただきます。

○石田（秀）委員長

いいですか。

○鈴木（ひ）副委員長

もう一つだけお願いします。

すみません。品川区の、先ほどからの要望の障害福祉サービスの支給決定基準というものが平成27年度改正というのが、改正版が今ホームページにも出されておりますけれども、ここの中のさまざま、ここまでのサービスの時間だったりとか、一つ一つサービスごとに書かれているわけなのですが、この時間が標準量というふうな表現だったり、あと一番上のところは上限というように書かれていたりということで、ここまでしかだめですよというのは、ここまでしかだめだという上限なのか、それとも平均ここまでという、そういう標準量というふうなことでの捉え方なのか、両方の捉え方の表記になっているので、この辺のところの考え方だけ教えてください。

○松山障害者福祉課長

支給決定基準の別表のお話になろうかと思えますけれども、上限基準量や標準というところがあるので、文言についてはもう一度ときちんと修正をする必要があるかなと考えております。また上限基準量であっても、それを超える場合というのは支給することになっておりますので、そちらはこちらのほうにも、支給決定基準の中にも書いてございまして、あくまでも目安ということで捉えております。ただ、その文言のところや平成30年度改正のところに、まだちょっと対応できておりませんので、できるだけ早くこの改正をきちんとして、わかりやすい形で整えようということで思っています。

○鈴木（ひ）副委員長

はい、わかりました。

○石田（秀）委員長

これで質疑を終了いたします。

これより意見陳述の取り扱いをお諮りいたします。

平成30年陳情第10号、障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情について、本日この場で意見陳述の申し出を受けるか否かについてお諮りいたします。

意見をお願いいたします。

○鈴木（真）委員

質疑で十分だと思いますから、なしでお願いします。

○石田（ち）委員

先ほどから意見を言いたいという思いがあふれていると思います。ですから、本当にまだまだ、私たちにはわからない当事者の思いというものがあるのです。ですので、ぜひここで意見陳述していただきたいと思います。

○若林委員

1時間以上のきめ細かな質疑、私もさせていただいたつもりです。そういった意味で陳述のほうは結構だと思います。

○石田（秀）委員長

意見が分かれておりますので、平成30年陳情第10号、障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情についての意見陳述の申し出を受けることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成少数でございます。よって、本陳情についての意見陳述の申し出は受けられないことに決定をいたしました。

それでは、平成30年陳情第10号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかのご発言を願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

結論を出すということでお願いします。自民党としても、団体ともヒアリングはしております。その上で党派としていろいろ検討しましたが、先ほどの理事者の説明を受けながら、例えばサービスの支給量を違法に削るといってもないという状況、これからもいろいろやっていっている中で了解したということで、不採択ということでお願いします。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。この要旨にある支給量を違法に削るという部分については、そういうことまでは言えないだろうという、質疑の中で確認した次第です。ただ、私たちも日常から聞いている、先ほども申し上げたように、やはりこの障害のある方へのサービスについては、その量について非常にさまざまなご意見、不満の声があるということは、これまでも日々お伝えしているところです。しっかり今後も、確認しましたけれども、大きな流れ、また直近の課題、しっかりご議論いただいて、こういう本当に個々、お一人お一人のことなので、これはざくっと大きなまとめた形での陳情ですが、お一人お一人見れば、どういうふうに大変な方がいらっしゃるということは、これはもう紛れもない事実であると思いますので、そこに寄り添った適正なサービスについては、引き続き取り組んでいただきたい。そういう意味では改正に向けての一定のご答弁、安心できるものもありましたので、私はそういう意味で不採択でいいと思います。

○石田（ち）委員

本日結論を出すということで、この採択を主張したいと思います。今の質疑の中でも、現場と区との認識の乖離がありました。そういったところでも、やはり法と照らして全然違う状況、実態がここにあるということで、違法なサービス量、違法に低いサービス量のような表現もされているのかなとも思います。やはり一番支援を必要とする障害者の分野ですので、そこの支援、支給量をやはり制限してきたという品川区の責任は重大だと思いますし、長年やはり障害者を苦しめてきたという実態が本当に多くあふれているのだということを私たちも実感しました。ですので、品川区にしっかりと事実、実態をつかんでいただいて、先ほども国の定義に沿ってとか、根本的な、抜本的な改善をというようなお話もありましたので、今と同じ相談支援が続いても意味はないのです。ですから、そこをやはり大もとから変えていく、これが何しろ必要ですので、今のままでは本当にだめです。だめですというか、苦しむ一方ですので、ぜひこの陳情を採択して、さらに区に認識していただいて、改善に努めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第10号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第10号は、結論を出すことに決定いたしました。

平成30年陳情第10号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成30年陳情第10号、障害者に寄り添った相談支援の実施を求める陳情を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。

(2) 平成30年陳情第11号 情報公開請求における正しい文書の開示を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(2)平成30年陳情第11号、情報公開請求における正しい文書の開示を求める陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、本陳情に関しまして陳情者より意見陳述の申し出が出されております。慣例によりこの申し出につきましても、質疑終了後、意見表明の前にお諮りをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「お帰りにになりました」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、この意見陳述につきましては、今傍聴者の方がお帰りになったということで、できませんので、本件に関しまして理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

こちらの平成30年陳情第11号、情報公開請求における正しい文書の開示を求める陳情書についてでございますが、まず前提といたしまして、品川区情報公開個人情報保護条例に基づきまして、正しい文書の開示に努めているところでございます。平成30年1月に平成28年度の3カ所の相談支援センターの実績について情報の開示をしております。その際、相談支援センターから報告された実績を開示してございます。件数といたしましては、品川総合福祉センターが6,438件、福栄会の障害者相談支援センターが1万5,316件、精神障害者地域生活支援センターが5,878件であり、その件数の差につきまして問い合わせがあり、支援センターの相談の統計のとり方についての違いであるということの説明をしております。

また、同年3月に公表いたしましたパブリックコメントの質問が、何人の相談があったかというご質問でしたので、福栄会からは延べ人数の報告をいただいております。改めて実人数の実績について福栄会に確認をし、福栄会の障害者生活支援センターが2,223件、精神障害者地域生活支援センターが3,064件であることを公表したものでございます。

同年6月に開示した件数につきましては、平成29年度実績の件数でございました。請求された情報の内容につきましては、正しい文書を開示しております。決して誤った文書は開示しているわけではございません。ただし、それぞれの相談支援センターの統計のとり方が異なっていたことから、今後統計のとり方につきまして、共通のルールのもと把握してまいります。

また、平成29年12月に開示いたしました西大井つばさの家の事業計画書についてでございますが、こちら西大井福祉園とともに情報公開が上がった件でございます。対象文書を選定する際に、西大井つばさの家の事業計画を対象文書とすることをうっかり漏らしてしまったものでございます。開示後すぐにご指摘いただきましたので、謝罪の上、速やかに正しい文書の開示を行ってございます。

情報公開に当たりましては、必要な文書の利用内容を慎重に選定し、念入りにチェックするなど、正しい事務処理に努めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたらご発言願います。よろしいです

か。

○石田（ち）委員

この陳情で、誤った文書の開示や必要な文書の抜けがありましたということで、正確な文書の開示をお願いしますという、当然な中身だと思うのですが、この陳情の理由を読んでも、区民がおかしいなと思って区に確かめてもなかなか答弁がなくて、そしてまた違ったところでみずから陳情者が気づいて、そしてまた調べ直したところ、きちんとしたものが出てくるという、この求めているものがスパッと出てこないという。区民が何を求めている、そしてそれを区がしっかりと出すという。それで品川区の場合は特に開示請求にお金もかかりますし、コピーにお金がかかっていますので、ここにありますように時間とお金もかけてということです。そういったものを区も慎重に選定してというふうにあるのですが、それを区民がわかりやすく事前に出せないのかなというのが、すごい私もこの間情報公開いろいろさせていただいているのですが、こういうものが欲しいときに何と言って情報公開で求めると出てくるのかなと。それで出してみてもやはり出てこないというので、やりとりを繰り返さなくてはいけないという手間がすごくあるなと感じてきているのです。

公文書の管理法のところでも、公文書の、行政文書ファイルの管理簿というものが内閣府からも出されていますけれども、公文書を扱うに当たって管理簿をつける、その管理簿は具体的には行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存機関の満了する日、保存期間が満了したときの措置および保存場所その他の必要な事項を帳簿に記載しなければならないとされています。それが行政機関の事務所に備えて、一般の閲覧に供するとともに、インターネット等により公表しなければならないとされていますというふうな、それで開示請求者の利便にも資するようにするものだというふうにあるのですが、こういったものは品川区にはないのでしょうか。こういうものがあると、検索して自分がとりたい文書をとってくるということができると思うのですが、それは公文書管理法のところでも……。

○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員、ちょっと待ってください。これ、この陳情の趣旨は、これだけをとると、私の委員長のところにも話が来て、正副のときでも話が来たときに、果たしてこれが厚生委員会の話かと。公文書の話で。これ総務委員会の話ではないかという話は十分しました。それで陳情だから付託はしたけれども、区民の方々の陳情なので付託をしたが、これが区民の声ということも考えられるわけ。だけれども議会に来た。まさに内容は間違えました、ごめんなさい、公文書をもっとちゃんとやってくださいと。それであるならば区長に行くべき話、もっときちんと職員にそういう指導をしてくださいという区長に行くべき話だけれども、これは議会に来た。議会に来たのであれば、しっかりそれは議会でも受けとめましょうということで、参考送付にしないで付託をした。付託をしたのだけれども、今言ったように、公文書の取り扱いについて、それについて一番しっかりやらなくてはならないのは、基本的には総務委員会管轄です。そことの連携ができていますか。だけれども内容を見ると、これは厚生委員会の内容なので厚生委員会で付託を受けました。受けましたけれども、今石田ちひろ委員の言っているのは、総務委員会のまさに質問の内容、私から見ると。それは内容がこういうことなので、それはきちんと文書でこういう内容でやれましたかとか、そういう内容ならいいけれども、ここは今の公文書の扱いについて、余りその中身に入っていくとなると、それは総務委員会の話で、その付託を受けた私も悪いと言えば、それは付託をされたときに、いいと言った私がいる。厚生委員長として。それは総務委員会だろうと突っぱねて返すこともできたけれども、正副の話のときにそれは厚生委員会が内容的にそうなので受けてく

ださいという話もあって、私も、ではわかったという話で厚生委員会で受けているので、余り公文書とか、総務委員会に当たる、そういう内容のものについてはよく考えていただいて、厚生委員会で付託を受けているということを理解していただいて、質問をしていただきたいと思います。

○石田（ち）委員

その文書の管理、行政文書の管理というのが、各課、各部署で管理をされる、そしてその部署に1人管理者を置くというのがガイドラインの、行政文書の管理に関するガイドラインというものが定められていたので、各部署にあると思って、それは厚生委員会でも答えられるものなのだと思うので質問しているのですけれども。しかもこの陳情されている方が要請している文書というのは、障害者福祉課にかかわる文書を要請していて、それを障害者福祉課、福祉部に請求開示、情報開示請求をしているので、やはりその部で、そして出されていくものだと思うのですが、そういうものではないのですか。

○松山障害者福祉課長

文書の管理につきましては委員長がおっしゃられるとおりで、区全体で決まっております。文書管理につきましては区全体に従って、各課でやるわけではないので、区全体の方向で従って決まっております。ただ、先ほども区民が何を求めているのかということは、手数料がかかることですから、公開する前に何度も十分にご相談をお伺いしながら、実際に何を求めているのかということと、あとこちらで何が公開できるのかということは協議しながら、時間をかけて相談しているところでございます。

○石田（ち）委員

先日の一般質問の中でも、この公文書にかかわる質問がされまして、区長から文書取扱規程に基づいて、部に文書主任、課に文書取扱主任を置き、文書の管理や整理、保存等についてその取り扱いを規定し、体系的に事務処理を行っているところでありますというふうにあるのですけれども、そうするとこの部に文書主任、課に文書取扱主任を置きというふうにあるのですが、ここでいうとどなたに当たるのでしょうかということを教えてください。

○松山障害者福祉課長

実際委員がおっしゃられるとおり、文書主任、文書取扱主任というのはきちんと置いております。ただ、この陳情の中で求められていることというのは、正しい文書の開示ということが求められておりますので、障害者福祉課だけが特別ということではなくて、区全体に正しい文書の開示をするためにきちんとそういう組織として置いているわけでございます。そのため、今回たまたま漏れがありましたけれども、それは本当にご指摘いただいたときに時間を置かず、速やかに正しい情報開示をしております。今後もその委員のおっしゃられたとおりに、文書管理に基づきまして障害者福祉課としても適正な事務の執行に努めていく所存です。

○石田（ち）委員

部に文書主任、課に文書取扱主任を置いているということでしたけれども、やはりこの誤った文書の開示や必要な文書の抜けがある、正確な文書の開示をお願いしますというのは、まさに文書の管理、また整理、保存ということになってきますし、そしてそれはどういう文書を要求されているのかということ、区民が必要としている文書を的確に出していくということを進めていくためにも、こうした区全体でということでしたけれども、それはそうだと思います。区全体で文書の管理というのはしっかり進めていかなければいけないことだと思うのですけれども、福祉部の障害者福祉課ではどうされているのかということをお聞きしたかったのでお伺いしました。

それで、公文書は区民の財産ですというふうに最後の行にあるのですけれども、この認識は区はあり

ますでしょうか。

○松山障害者福祉課長

公文書は区民の財産ですということは、当然ながらこの課も申し合わせておりますし、私自身も認識を強くしているところでございます。そのために正しい文書開示に当たりましては、ご本人が何を求めているのかということをお伺いしながら開示しているところでございますし、文書管理につきましては、本当に文書主任と文書取扱主任というものをきちんと定めておりますし、そのチェック体制というのは全くなかったということではなくて、きちんとした上でということでございます。

誤った文書というのは、先ほど、最初の説明でお伝えしましたけれども、請求された情報の内容についてはその都度正しい文書を開示しておりますので、誤った文書というのは開示しているわけではございません。ただし、漏れが1つありましたので、それにつきましては訂正をいただいたときに速やかに開示している次第でございます。

○石田（ち）委員

誤った文書ではないというふうにおっしゃるのですけれども、区民からするとこれではなかったというふうになってきますし、区民の財産ですのでね。それをお金をとってやはり公開するわけですから、開示しているわけですから、そこはやはりきちんとスムーズに、そして区民の思いに沿って適切に公開していただきたいと思うのです。ですので、そういった違い、区民との認識の違いが、区民はやはり文書管理、そして開示の仕方という、保存の仕方、そしてまた抽出の仕方ということをもうちょっと、私も情報公開請求して思うので、ぜひその改善を求めたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

公文書管理法なのですけれども、この内閣府のところで出されているところでは、先ほどもありましたように全部一覧表にして、インターネット等により公表しなければならないというふうなことになっているのですが、そういうものがあると、番号があってこのような文書が公文書として公開の対象となっていますよというふうな一覧表があると、欲しい文書はこれだというようなものが見えてくる部分もあるし、また相談もできるというようなことになるのではないかと思いますけれども、ここの公文書管理法というのは、障害者福祉課ですとか、福祉部のところでは、こういう公表、管理簿の公表というものはされているのか、その考え方についてもちょっとお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

部だけ単独で動くということにはございませんので、区全体で、恐らく委員長がおっしゃられる総務委員会のほうになろうかと思っておりますので、こちらとしてはお伝えするというのはちょっと難しいというところがございます。

○鈴木（ひ）副委員長

これはどこの部署にも通じることですので、厚生委員会ではここまでしておきますけれども、そういうふうな形で、内閣府のほうで行政文書の管理、公表というところはさまざま出されていますので、やはり区民参加の大きな保障になりますから、ぜひ、私は福祉部のほうからもそういうふうなところは、今回陳情にも出されましたので、意見としても上げていただきたいということで要望させていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

平成30年陳情第11号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

結論を出すということをお願いします。態度としては、先ほど理事者の答弁の中で、請求どおりに開示しているということがまずあります。ですから、この内容としても、その中に統計のとり方の問題もありましたけれども、この陳情に関しては行政事務の部分の議会案件としてそぐわない部分があると思っております。そういう点からも、不採択ということをお願いいたします。

○若林委員

結論を出すで、不採択です。障害者福祉課の2件の情報公開請求についてのお話ということで、厚生委員会で受けておったわけですが、誤った文書の開示という訴えですけれども、これには私も誤ってはいないと。必要な文書の抜けの件についても速やかにお渡ししたということで、障害者福祉課の話なのですけれども、そういう意味では広く公文書のこともありますので、そもそも厚生委員会で受けたということも含めて、不採択です。

○石田（ち）委員

やはり区民にとって正しい情報かどうかというところで諮られる問題かなと思います。ですので、厚生委員会でという議論というものもなかなか難しいところかもしれないのですけれども、やはり時間とお金をかけて情報公開請求しているのです、区民は。それで誤ってもう1回違うものを請求するところで、またさらにお金がかかっていく。23区のうち2区しか閲覧料を取っていないという、そういう状況も品川にはあるのに、正確な文書の開示をお願いしたいというのは至極真つ当な要望だなと思っております。ですので、私自身も情報公開請求する際に、本当にどのように求めたら、思う、バチッと来る文書が出てくるのかというのは本当に悩むのです。それで最終的には窓口に行って相談しながら開示請求をつくるというような状況なのです。私たちは区役所にいますからできますけれども、区民はわざわざ区に来て、窓口でどうやって書いたらいいかということになってくる。手間も、言うとおりの時間も手間もお金もかかってくるのです。ですので、やはり区民の財産ですから、公文書が。そういったものを取り扱いやすく、そしてこちらを取得しやすくしていくというのは、区全体で進めていっていただきたいと思っておりますし、先ほども副委員長からありましたけれども、福祉のほうからそういった声を総務のほうにも上げていっていただきたいなと思っておりますので、採択です。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第11号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第11号は結論を出すことに決定をいたしました。

平成30年陳情第11号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成30年陳情第11号、情報公開請求における正しい文書の開示を求める陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

会議の運営上休憩します。

○午後2時45分休憩

○午後3時00分再開

○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

2 報告事項

(1) 障害者包括支援相談体制の構築検討委託の公募について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。初めに、(1)障害者包括支援相談体制の構築検討委託の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

私からは、障害者包括支援相談体制の構築検討委託の公募についてご報告いたします。

まず趣旨でございますが、前回の厚生委員会でご報告させていただいたところでございますけれども、地域共生社会の実現のため、既に地域にございます高齢者の在宅介護支援センターでの障害者の相談支援の実施により、障害者の身近な地域での相談支援体制を早期に構築するものでございます。平成31年度中の実施を目指しまして、区の実情に合わせた運営体制を検討するため、現状分析や課題整理の業務を、専門的知見を有する事業者へ委託いたします。区が企画するに当たりまして、高齢福祉・障害福祉両方の制度についての情報や、検討資料作成が要求されることから、簡易型プロポーザル方式（公募型）により事業者を選定するものでございます。

業務内容といたしましては、(1)から(3)のとおり、相談支援の現状を踏まえまして課題の整理、分析、評価検討、それから(2)としまして、相談支援専門員の配置、研修、スケジュール、事業費等も含めまして相談支援体制案の提案、(3)といたしまして、品川区の関係者あるいは相談支援事業者、在宅介護支援センター運営事業者との情報共有支援ということでございます。

公募の概要でございます。主な応募資格といたしましては、品川区の福祉分野の状況に精通し、高齢福祉制度、それから障害福祉制度に精通しており、地方公共団体から受託して介護保険事業計画および障害福祉計画、両方の策定に係る業務に携わった経験があること、また、地域包括支援センターの運営、管理に携わった経験のあるスタッフ、そして障害者相談支援事業の運営に携わった経験のあるスタッフを有していること、それからまた、人材育成研修にかかわる研修プログラムの立案経験があること等々としております。

主なスケジュールでございますが、8月1日から公募を開始いたしまして、説明会が8月10日、提案書の提出期限は8月31日としております。審査会は9月の中旬に行いまして、選定会議による審査を踏まえまして、事業者を決定する予定でございます。

実施要領につきましては、ご参考までに別紙のとおり添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

この障害者包括支援相談体制の構築検討委託の公募ということで、前回の厚生委員会で補正予算に係る内容のもので、私たちとしてはこれがまだまだ疑問があって、不安もある中なのですが、やはり相談支援体制を構築していくに当たっては、相談支援の中核的な役割を担う機関として地域自立支援協議会と一緒に検討していくということが、相談支援事業の品川区の要綱のほうにもあるかと思うのですが、先日の地域自立支援協議会を私も傍聴したのですが、その中で委員の方からは、やはりこの相談支援をやっている身として気にかかる部分を一定お話ししたいということで、相談と地域自立支援協議会というこの仕組みの中で、こうした相談支援体制を具現化していくものであって、この事業の中でやるということではなく、自立支援協議会の中で具現化していく場なのではないかという意見がありました。さらには私たちより専門性が高いコンサルティングというのは何でしょうかという、そういった問題提起といいますか、私たちより専門性が高いコンサルというのはあるのですかというような、そういった質問も投げかけられていました。ですので、だからこそそれだけの専門性を持って相談支援事業をやられている皆さんが、自立支援協議会の場でそういったことを具体化していくべきだと思っていられるのだと思うのです。

さらには会長のほうからも、今年度ぐらいからそれぞれの部会を活性化していこうと考えていたと。けれども、急にこの話が出てきた。自立支援協議会そのものも何の意味があるのかということで、自立支援協議会も存在意義が問われるとおっしゃっていました。一般的には相談部会でよくもんで、相談支援専門員の協力のもとに相談支援専門員の皆さんの話を聞かないと成り立たないので、やはりきちんと部会が主導してこの意見をまとめて、全体会に出して議論する、その流れがあれば納得するのだが、あくまでも自立支援協議会が主体なのだ。自立支援協議会で品川の相談支援体制をどうするかを検討する、何度でも言うが、あくまでもこちらが主体なのだということで、急にこのようなものを出されても、ああそうですかとはなかなか承服しかねる。ここまでおっしゃって、こうした地域自立支援協議会での委員や、また会長の言葉というのはどのように受けとめられているのか、大変重いことだと私も聞いていて感じましたけれども、品川区としてはこの事業を地域自立支援協議会とどのようにして、主体だと言われているわけですから。相談支援事業に関して、体制を整えていくことに関しては自立支援協議会が主体だというふうにおっしゃっていることに対して、この事業をこのまま進めていってしまうのでしょうか。ちょっと認識を伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

7月13日に品川区地域自立支援協議会を実施いたしまして、その1回目で地域共生社会に向けた障害者の包括相談、包括支援相談体制の構築検討ということでご報告をさせていただきました。こちらの補正を組んでまで品川区が実施しようとした理由は、まず相談支援事業所が少ないということです。増

やすというのは、品川区の相談支援体制をつくっていく上では、非常に喫緊の課題だと認識しております。また、在宅介護支援センターを活用したこの体制というのは、地域自立支援協議会でも説明させていただきましたが、障害者の相談支援事業所を増やすための1つの手だてであるということで認識しておりますので、ほかにも現在登録されております、まだ実績がない相談支援事業所はどうしたら機能できるのか、あるいはまた、新しい相談支援事業所の公募先としてどこがあるのか等々、あらゆる手だてを並行して行っていく必要があるということは、地域自立支援協議会でもお伝えさせていただいておりますし、地域自立支援協議会というのは、当事者や事業者の方、あるいは関係者、関係機関のあらゆる方がいらっしゃるということで、ご意見というのは必ずお伺いしておりますので、全く地域自立支援協議会を無視して進めるということとはございません。部会の活性化ということもございまして、相談支援部会、あるいは児童関係の相談でしたら子ども支援部会、それから精神の場合についてもその部会がございまして、そちらのほうと連携しながら議論を進めていきたいと考えております。

○石田（ち）委員

自立支援協議会を無視して進めるものではないというのは当然だと思うのですが、やはり急にこういったものが出てきて、ああそうですかというふうには承服しかねるということで、急に出てきたというような認識です、会長は。そして事業所が少ない、緊急課題だということは、相談支援事業をやられている方々も再三言わせていただいていることも、この自立支援協議会の中でも言いながら、それでこのように進んでいくのかという思いは当然だと思うのです。

自立支援協議会と連携して進めていくということですが、そうするとどれぐらいの頻度で自立支援協議会のほうに諮りながら、部会のほうでというふうにもおっしゃっていたのですが、これからさらにそのための、この事業をするための部会の頻度をさらに増やしていき、そこでもんだ話を自立支援協議会でまた上げていくというような、この自立支援協議会のスケジュール感というのは、どんどんと増えていくことになるのですか。この体制を構築させていくために。そしてコンサルがまとめるという、課長も自立支援協議会の場で答えていたのですが、コンサルがまとめて皆さんから意見をいただいて、それをまたコンサルがまとめるという。やはり専門的知識、技術を有する業者にというところにごく相談支援事業をやられる方は感じておられて、専門的知識や技術を持っているのは私たちなのではないのか、私たちに聞かないのかというか、その専門家がいる自立支援協議会でこそ、その課題を整理し、把握し、分析し、評価していくということを、自立支援協議会の中でやっていき、それでメンバーたちもスキルアップしていくというのが自立支援協議会だと思うのですが、それを分析も、評価も、課題抽出もコンサルに丸投げというのは、まさにこの自立支援協議会の、何というのか、意義にかかわるということは会長もおっしゃっている。存在意義にかかわるとおっしゃっているのですが、そういうことになってくるのかと感じています。おっしゃるとおりだなと思うのですがその自立支援協議会とのかかわりが、これからどういうスケジュールでこの体制が整えられていくのか、無視するものではない、連携して進めるというのであれば、ここを主体に進めていく方向転換というものはできないのでしょうか。していくべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○松山障害者福祉課長

自立支援協議会のまず1点目、スケジュールにつきましては、13日にお諮りした次第でございます。自立支援協議会のメンバーにつきましては30人ほどいらっしゃいまして、非常に大きな全体会ということでございます。そこにつきまして議論をして何かを決めるという、非常に大変な作業かなと思いますので、それに至るまでのまとめというところでは、相談支援部会や、こちらのほうの構築検討のほう

ですね。検討の資料として、自立支援協議会に諮って意見をいただくという形になるかと思えます。

あとはコンサルの役割なのですが、コンサルにつきましては、やはり区が企画するに当たり、障害者福祉課の職員で資料を全て作成して検討課題を抽出する、議事録も障害者福祉課の職員が全てやるというのはかなり非現実的で、恐らくこのスケジュール感ではとても職員体制的にも難しいので、そこはコンサルの力をかりようというものでございます。決してコンサルが主導で進めるということではないので、区と現場のほう、きちんと意見交換しながら、そこが主になって進めていながら、自立支援協議会にある程度まとまった課題、あるいは検討した資料につきましては皆さんにお諮りをして、ご意見をいただいて、修正があれば修正していくというような形を目指しております。

○石田（ち）委員

この自立支援協議会、7月13日のこの場でも、相談支援事業者の事業所が増えていることは喜ばしいことだということを委員の方もおっしゃっていました。ですけれども、やはり方法論というか、進め方、この事業のですね。緊急課題だという事業所が少ない、また事業所を増やす、それというのは前々からあった話であって、それが突如補正予算に出てきて、そして自立支援協議会は突然こういうものが出されたという評価をしているわけです。ですから、本当にちょっと進め方としてどうなのかなというのは、まだまだ問題があるのではないかと私は思っていますので、これについても引き続きどのように自立支援協議会を主体に進めていくのかというのは、伺っていかなければいけないとは思っています。

それでこの中身、今日出された資料についての細かい部分になるのですが、伺いたいのですが、業務内容と公募の概要とありますけれども、この事業内容を（１）（２）（３）と、これを委託業者に業務としてやってもらう、結構大変な内容かなと思うのですが、大体何人体制ぐらいで考えられているのか、それと公募の概要のところの応募資格のところ、介護保険事業計画および障害福祉計画の策定に係る業務に携わった経験があるというふうにあるのですが、品川区障害福祉計画は、今回ののは障害福祉課でつくられていますね。介護保険事業計画というのは委託業者がつくったものなのか、両方とも品川区でつくっているけれども、今回この事業に関しては委託するのだということなのか、ちょっとそこを伺いたいです。

それともう一つ、次の地域包括支援センターの運営・管理に携わった経験があると、運営・管理に携わった経験があると、もう1個下の障害者相談支援事業所の運営に携わった経験があるという行です。運営・管理、運営、こういうことに携わってきた人というのはどういう人を指しているのか、責任者だった人なのか、指定特定相談支援事業所や拠点相談支援センターの責任者だった人などを想定しているのか、ちょっとここの表現といいますか、応募資格がわからないので、そこをちょっと、どういう人のことを指しているのか伺いたいです。

○松山障害者福祉課長

何人というのは、あくまでも公募ですので、公募先の事業者から提案があるべき話だろうと思っております、こちらでは何人という制限はしておりません。

あとそれから、地域包括支援センターや障害者相談支援事業の業務ですけれども、それはやはり運営に携わった経験のあるスタッフを有していることということなので、幅広い方がいらっしゃるかとは思いますが、もちろん責任者だったり、あるいはそこを立ち上げた経験のある人だったりということで、特に限定的には考えておりませんが、ただ、実際問題現場の、高齢者福祉、障害者福祉の現場のことに精通していないと、なかなかこの実際に検討資料をつくるに当たっても、専門用語がわからなかったり、あるいは現場の感覚がわからなかったりすることがありますので、そういった意味でこの応募資格には

入れてございます。

○石田（ち）委員

この応募資格のところだけを見ると、ああ、こういう人がそろっているところがあるんだと思うぐらい、ちょっと私は応募資格の中ではこういう文言は初めて見たので、どういうところなのだろうということがちょっとイメージつかなくて伺ったのですが、公募開始が8月1日ですよね。それで公募説明会が8月10日ということで、説明会までは9日間しかない中で、その短時間で結構来るという、結構来るというか、何件来るかわからないのですけれども、来るであろうという想定なのですか。ちょっと短いなとすごく感じたのです。もう決まっているのかなと思うくらい短いなと思ったのですが、この間で来るようなものなのですか。

○松山障害者福祉課長

こちらの公募につきましては、最短のスケジュールでということで、特にこれが特別すごく短いということではございませんので、また、こういった応募資格がある方というのは、この検討するに当たっては必ず必要だと認識しておりまして、こちらの方法でやっていきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

公募の概要さまざまあって、この品川区の福祉分野の状況に精通しているということがまず第一にあるのですけれども、これは品川区にかかわったことがある業者というようなことになってくるのでしょうか。ちょっと私もこれだけのコンサルというのがどのようなところにあるのだというイメージがつかないので、その辺を教えていただきたいのと、それからあと応募スケジュールのところ、審査会・選定会議というものが9月中旬に行われることになりますけれども、これは審査会・選定会議のメンバーというものはどういうメンバーになるのか、第三者は入るのか、自立支援協議会はここには全くかわらないのか、その点についてお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

まず1点目の品川区にかかわったことのある事業者なのかということですが、特に品川区の福祉分野の状況に精通していることということなので、要は品川区の独自の地域包括支援センターや、今の現状である障害者の部分ですね。そこがまずは前提としておわかりいただいている方という意味でございます。

それからあともう一つは、選定会議審査委員の構成ですが、高齢、障害、それからあとは保健分野のところ、それとあと企画のほうが入ることを考えております。こちらも本当に、どちらかというと両制度の情報とか、あるいは検討資料の作成ということが主な業務になってきておりますので、学識経験者までは考えておりません。

○鈴木（ひ）副委員長

私も自立支援協議会を傍聴して、もう本当にさまざまな方からかなり厳しい意見が出されたなという思いがしているのです。この今回の提案は突然出されて、自立支援協議会にとっては本当に、先ほどの会長ともう1人の方以外のところでも、話の持ってき方が唐突だとか、さまざまほかの方からも意見も出されていたし、委員長みずから承服しかねるということが一番最後に言われたので、すごく私も本当に自立支援協議会というのが品川区の要綱の中でも、この中核としての位置づけという、相談支援事業の適切な運営、地域の障害福祉に関するシステムづくりに対して中核的な役割を果たすというよう

なことで、自立支援協議会というものが設定をされているので、自立支援協議会をないがしろにした形での進め方というのは、ちょっとまずいのではないかなというふうな思いが、先日の自立支援協議会の傍聴をさせていただいて、そんな思いはしたのですけれども、そういうところではこちらの実施要領の中でも、進捗状況定期報告書が2カ月に1回とか、いろいろ成果報告書とか、そういうふうなものがつくられていくというふうなことが書かれているのですが、そういうところは自立支援協議会でももちろんそのたびごとに報告をしながら、自立支援協議会で、この一番初めに出された在宅介護支援センターありきではなくて進めるというところでやっていくべきなのではないかと思ったのですけれども、その辺のところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それで、この要領の業務内容の中に、品川区の高齢・障害者相談支援の課題整理、分析・評価、こういう部分は課題分析のためのヒアリング、在支だったりとか、拠点相談支援センターだったりとか、そういう業者の分析などというふうなことが初めに出されているので、こういうものを課題を整理して分析をして、こういう評価も含めるというようなどこもあるのかもしれないのですけれども、その辺のところをまとめたものを自立支援協議会のほうに提示して、自立支援協議会でご意見をいただきながら、どういうシステムにしていくかという、そういうやり方にしていくほうがいいのではないかと思ったのですが、その辺のところはそういうことではなくて、初めからどんどん在支のところの提案というふうなところまで全部まとめて、それから自立支援協議会にかけるというふうな形になるのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

決して自立支援協議会をないがしろにしているわけではございませんで、本当に緊急課題だからこそ補正予算を組ませていただいたわけでございます。しかしながら、自立支援協議会につきましては、前年度までそういう検討をする機会がございましたので、今回はちょっと初めて地域の相談体制の仕組みをご議論いただいた状況でございます。在支ありきで一本で進めるわけではないことは先ほども、繰り返しになりますけれども、それはあくまでも相談支援事業所を増やす1つの手だてでございますし、このほかにも新しい相談支援事業所を誘致するにはどうしたらいいか、あるいは今登録されている相談支援事業所が実際機能するためには、何が必要なかということは並行して考えていく必要があると思っております。ですから、この検討課題がまとめ次第、自立支援協議会にその都度お諮りをして、ご意見はいただく予定でございますが、自立支援協議会の中に在宅介護支援センターという現場の人が入っているかと申しますと、今のところ入っていないということでございますので、ただそことも、実際問題やるのは現場の在宅介護支援センターということが非常に大きなキーになっておりまして、またそことの協議というものも必要ですし、また客観的に地域自立支援協議会の中で、当事者も含め、ほかの事業所を含めた形で、全体で客観的なご意見をいただくというのも1つだと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、自立支援協議会というのは、今まで年3回ぐらいだったと思うのですけれども、今回はこういうふうな相談の支援体制を改めてつくっていくということからすると、自立支援協議会の回数、それから相談支援の部会の回数、そういったところをもっと丁寧にやっていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺のところがどう考えられているか、昨年1年間は策定委員会に置きかえられたような形になってしまったので、自立支援協議会が実質機能できなかったということも実態で、ここはここで反省をして、次回は策定委員会をきちんと位置づけるというふうな形にすべきだと思うのですけれども、そういうところでは自立支援協議会を必ずそこへ位置づけて進めていくということをしていくことがすごく大事なのではないかという思いがしているのですが、その自立支援協議会の回数なども

含めた報告、いつごろどんな報告をしていくとか、そういうことも含めて、その辺のところをどう考えられているかお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

7月13日の地域自立支援協議会でもスケジュールというものはお示しさせていただきました、そこでご了解を得ておりますので、回数等につきましてはそちらのご承認いただいたとおりで行っていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

私はやはり最後に会長がかなり、先ほど紹介したように、何回も言うが、あくまでもこちらが主体だと。急にこのようなものを出されても、ああそうですかとは、それはなかなか承服しかねるというふうなところで、最後言われたというのがすごく印象に残っていますので、やはり自立支援協議会に重々報告もしながら意見も伺い、一緒に検討するという方向は柱に据えてやっていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○若林委員

第1回自立支援協議会が先日行われて、初めてそこでこのことが発表されて、一定の議論があったと。私も傍聴したのですけれども。その1回目の議論を経て、現在区と自立支援協議会の皆さんとの、会長を含め皆さんとの、このことに関しての共通認識というものは、どのように感じておられますか。何か今の質疑、また傍聴しても、確かに何かしらのずれだったりとか、ボタンがちょっと違うところにかけているのかなという雰囲気は感じたのですけれども。第1回目を経て、現状お互いにどういう認識かということをお聞きしておきたいと思っております。

○松山障害者福祉課長

第1回目の自立支援協議会というのは全体会で、本当に30人ぐらいの方がいらっしやいまして、障害の場合につきましては、当事者や医師会や歯科医師会や、あと相談支援センター、それから学識経験者、あるいは特別支援学校関係の方、保健センターも含めて、あと公募委員の方もいらっしやるというような、非常に多くのメンバーでやっていらっしやいますので、その共通課題として認識するだけでも結構大変だったろうとは思っております。ましてやこれまで相談支援体制につきましてご議論いただいたのは初めてということですので、次回の自立支援協議会までにつきましては、例えば公募委員の方にもう少し共通の認識を深めていただけるような形でお話をさせていただいたり、あるいはその間に部会もございますので、部会の中で共通認識を同じくするというのは課題だと思っております。

当然ながら、さまざまな事業者視点、あるいは当事者視点から、あるいは学識経験者の視点ですとか、特別支援学校の視点ですとか、それぞれのお立場でそれぞれの観点からご意見はいただくのはすごく有用なのですけれども、それを1つにまとめるというのは非常に難しいことだと思っております。しかも障害児童から障害者が高齢者になった高齢障害者まで、ライフステージがかなり段階別にありますので、そういったところの関係機関がそれぞれ全く異なってまいります。それが認識を同じくしてというのはかなり大変な作業だと思っております。ただし、共通して言えるのは、相談支援事業所を何とかして増やすということは、皆さん本当に課題というのは共通認識しておりますので、ただ方法ですね。どういった方法で増やすのかということにつきましては、私どももある意味これが1つの方法であって全てではないですので、いろいろなご意見を頂戴しながら、あらゆる手だてを使っていきたいと思っております。

○若林委員

そもそも論になりますけれども、この地域共生社会を目指した今回の包括支援相談体制の構築というものは、まだ認識が一致しない、また一致するには大変時間がかかるという中で、自立支援協議会の中で部会も含めて皆で議論しながら構築していくというのが本来の姿だという認識は、多分協議会の皆さんはそういう認識だと思うのですけれども、区のほうの認識も同じなのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

区といたしましても、お時間が頂戴できれば本当にボトムアップ方式で、お一人お一人に聞いていくのがベストであろうと思いますけれども、もう本当に近々の課題で、早期に構築検討したいというのが区としては課題として認識しておりますので、自立支援協議会の皆さんのご意見というのは頂戴しながらも、相談支援事業所を増やすということに向かって一致させていければと思っております。

○若林委員

今回業務内容として、(1)(2)(3)(4)というふうになりますけれども、これを本来の自立支援協議会で今からやるとしたら、どのぐらい時間がかかってしまうのでしょうか。それで、今回こういうプロポーザルでコンサルタントに委託すると、このぐらいでできるのですよと。その辺、大きな目的として相談支援事業所を増やすために、区のほうから皆さんに、役割分担とは言えないけれども、本来は自立支援協議会の皆さん、ただ時間的にこのぐらいかかってしまうので、1つの役割を取り出してコンサルにはこういうふうに活躍していただいて、最後の細かい意見も含めて、あくまでも自立支援協議会が主体なのだとお話を聞かせたい。

○松山障害者福祉課長

恐らく委員のご指摘のとおり、地域自立支援協議会で協議いたしますと、支援体制の話は初めて協議することになりますので、まず課題を全員で認識すること、その課題の解決方法を一致させるものができるのかどうかとなりますと、やはり1年、2年ぐらいは検討に時間がかかるのではないかと思っております。それで、それからコンサルを入れて議事録をつくってやるとなると、やはり3年後ぐらいに実施できるかどうかという形になってしまいますので、今回につきましては、本来はやはりボトムアップで地域自立支援協議会が主体で考えるべきものですが、公募をいたしまして来年度中を目指すということですので、かなり時間短縮になりまして、早期に解決策の1つということにはなるかと思っております。今後そういったことも含めて、地域自立支援協議会の皆様に課題共有と情報共有ということでご理解いただけるように努めてまいります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

品川の自立支援協議会のメンバーというのは、会長にしても、それからメンバーの方でも、そうそうたるメンバーの方がいらっしゃるなという思いがするのです。厚労省とかかわって、さまざまマニュアルをつくってきた方でしたりとか、もう本当にそういう全国的な状況なども重々把握をしながら、経験もすごく豊かに持っているという方も何人もいらっしゃるのではないかと思うのです。そういう方のご意見というか、さまざまな経験も十分聞かせていただきながら、私はそういう方々が品川区に対して、何というのですか、希望が持てないという形にならないような、品川区で自分の思いも実現できるような、そういう中身にできるように、ぜひしていただきたいと思うのが1点です。

それともう一つは、今回そういうことで、私はこの(1)番の課題整理、分析・評価というあたりがまとまった時点で、ぜひ自立支援協議会の皆さんにご報告していただいて、ご意見を聞いていただき

いと思うのですけれども、そのことをお聞かせください。

それともう一つは、今回は在支に障害者の相談支援をくっつけるというような形になる提案なのですが、私は在支そのものが、ずっと申し上げているのですが、地域包括支援センターの人員配置になっていないという、他区は地域包括支援センターの3職種が配置された、そこで相談を受け付けて、それで専門のところに戻すということが他区の状況になっているのですけれども、品川区の場合は地域包括支援センターにはなり得ない人員配置しかされていないということが在支の実態なのです。今回改めて保健師が全く配置されていないですし、準ずる看護師も2.5人しか配置されていないですし、社会福祉士という資格を持った人も、7カ所しか配置されていないという状況だというふうなことが明らかになったのですけれども、そういうところでは、この在宅介護支援センターが地域包括支援センターのかわりになり得ない人員配置でしかないというふうな状況の中で、そこでさらに計画を組むということも問題というのも、私はあるのではないかなと思うのです。というところでは、私は相談を受けるというふうなところでの地域包括支援センターとして位置づけられる、認められる人員配置も同時にしていくという方針もぜひとっていただきたいと思うのですけれども、その辺をお聞きします。

○石田（秀）委員長

今の話は、もう要望でいいですか、副委員長。もう1回聞きたいというのはいいのだけれども、今言っているのはこの前の厚生委員会に出てきた内容についてももう一度言っていることであって、今日の報告は公募についての報告なのです。今言っているのは前回の制度がこのようになりますよというお話の中で、先ほどからずっと言っている自立支援協議会の中でそういう話が出たというのは、まあそこまではいい。公募なんだけれども。だけれども、その中で今言っていることは、要望としてならそれは伺っておいてください。

それでは、これで本件を終了いたします。

(2) (仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設の運営体制について

○石田（秀）委員長

次に、(2) (仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設の運営体制についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは私からは、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設の運営体制についてご説明いたします。

1、検討の経過です。本施設はプロポーザルにて共同事業体フリーユニティーとして4法人から提案を受け、運営体制についてこの間検討してきました。法人間との検討の中で、代表法人であるグローの業務規模が施設全体の業務規模に比べて割合が少ないことから、各法人へ指定管理料を分配することが難しいこと、また、地下1階から地上6階までの建物管理業務は規模が大きく、法人税法上の収益事業とみなされてしまうことから、区は、各運営法人と個別に協定を結ぶことにしました。

右のページになります。2、開設時の運営体制です。当施設は障害児者の施策の総合的支援施設となります。さまざまな障害者と地域の結びつきや区内のサービス、民生委員、医師会、消防など、各事業者と連携、調整が必要な施設となります。その機能を障害者福祉課の分室を置いて、立ち上げ当初は支援を行います。また、区は各運営事業者と個別に協定を結ぶことになると、建物管理に係る責任所在が不明となるため、建物総合管理は障害者福祉課分室が行い、各事業の専有部分は各運営事業者が行います。

3、今後のスケジュールです。平成30年12月に条例を制定し、その下、平成31年です。31年
が抜けております。平成31年2月に指定管理者の決定、同じく平成31年2月に竣工、4月に開設を
目指しています。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（真）委員

児童学園の開設につきましては、提案した側からすると、運営をうまくやっていただきたいというの
は大前提の話で質問させていただきます。これ、当初から共同事業体フリーユニティーというのはいいの
ですかと何回か質問していた記憶があります。そのときにはこのようなお話、一切なかったですね。
共同事業体でよかったのが、何でここに来てこう変わってしまったのか。理由はあるけれども、このこ
とはいつ、規模が大きくて法人税法の問題というのは、いつごろそれがわかってきたのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

大体昨年夏過ぎぐらいから、どのように指定管理をやっているかというところは、この法人間で話
し合ってきました。また昨年1月の報告のときも、ちょうどまさにどのようにやっているかという
ことで考えていました。また、4法人のほうも、どうやってそれを1つにまとめるかということを考えて
きてきて、この4法人のところでは、一般社団法人フリーユニティーというのは設立してやっ
ているかということも考えておりました。ただ、区としましては、プロポーザルのところでは4法人しか載っ
ていなかったこと、また一般社団法人フリーユニティーを立ち上げるということでもまだ実績がないと
いうことで、そこはまだ協定は組めないだろうということで、この間話し合ってきました、今回この
ように各法人、4法人とそれぞれ協定を組むというふうに判断いたしました。

○鈴木（真）委員

最初のときプロポーザルの中で、一般社団法人というのはないからだめだという話と今伺ったので
すけれども、今回この内容はプロポーザルと変わってしまうわけです。そこの、最初はだめで、今度こ
ちらはいいのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

あくまでも今回イレギュラーなやり方ということになりますので、本来指定管理5年というところ
ですが、3年間ということで、また3年後に公募を行い、本来の、分室を配置しないで全て法人のほうで
指定管理でやっていただくということを検討していきたいと考えております。

○鈴木（真）委員

いろいろあつてするほうが全くおかしいではないかととれて、最初のプロポーザルで区が判断したと
きにおかしかったのではないかと、やはりまだひっかかりがあるのですけれども、今指定管理3年とい
うお話もありましたが、ちょっとどうとったらいいのかというのが、はっきり言ってわからないとい
うのが今のこの説明なのです。やってもらうのはやってもらわなければいけないけれども、例えば開設
時の運営体制の中に（仮称）障害児者総合支援施設の下に共同事業体フリーユニティーという言葉が
出ていますが、フリーユニティーがあるのですか。4つの事業体と指定管理をやっていくと、ここにも
う1回フリーユニティーというのが出てくるのはどうなのということがちょっとひっかかるのです
けれども、それはどう捉えたらよいのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

共同事業体フリーユニティーというのは4つの法人のグループ名というか、共同にやって運営体制を固めていくという名称ということなんです。ですので、共同事業体フリーユニティーというのはあくまでも4法人の集まりの名称ということになっております。

また、共同事業体フリーユニティーの1つのグループの代表法人がグローということで、グローのほう指定管理料の采配とか、また総合管理というところもプロポーザルのほうでは考えていたのですけれども、なかなかこのグローが補う業務内容というものが相談業務のみということ、また施設のところで占有部分が非常に少ないということ、そういうことから、グローの法人本部がある滋賀県からも指導が入ってしまうということも聞いておりましたので、それではなかなかグローのところでは指定管理のお金のやりとりは難しいという判断したということなんです。

○鈴木（真）委員

そこで指導が出たということは、最初のプロポーザルの段階で先方側も、品川区もその辺は何もノーチェックだったというか、プロポーザルの問題にかかってしまわないのかなという感じがするのですけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

そこでこちらのほうも住民説明等も、そしてまた建築のほうも始まって、こちらのほうも障害者福祉課だけではなく、また福祉部、また総務、企画等も検討をこの間しまして、どのようにやったら、今回この総合支援施設の運営ができるかということは検討してきました。今回は4つの法人、区内に今までなかった、実績がないということで、区がまた橋渡し役も必要だろうということで、そういう意味で障害者福祉課の分室を置いて、そのところもまたフォローアップしながら管理運営をしていこうというふうに考えたところなんです。

○鈴木（真）委員

もちろんうまくやって、せっかくここまで来ていただいたというのは、最初言ったけれども、大前提にはあるのだが、何かやはりプロポーザルの段階でのひっかかりを感じます。今までこのようなケースというのは、福祉だけではないけれども、今まであったのかなというのが。プロポーザルの考え方がおかしくなってしまわないのかなという気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回総合施設ということで、非常に大きな施設です。また業務内容も非常に多岐にわたっております。また今回、そういうことで4つの法人がこの施設を運営するというので、今まで品川のほうでもそこまではやったことないということなので、そういうところではどのようにやっていけばいいのかというところで、議論はしていたところなんです。今回、そういうところでしたら運営していくためには、やはり区がサポートしたほうが良いであろうということで、このようになりました。

○鈴木（真）委員

区がサポートするなら運営してもらっていいけれども、この障害者福祉課の分室をつくって、先ほど指定管理3年というお話があったのですけれども、その時点でこの分室をなくして、新たな指定管理者が決まってそっくりそこに任せるという考え方になるのか、今後については。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回あくまでこういうイレギュラーなやり方ですので、障害者福祉課の分室を置くのは最初の立ち上げの3年というふうに考えております。その後また公募を行いまして、そのときにまたこちらの事業所が一体となることができる体制になってきていけば、そのところにまた公募をかける。また大きな事業所

等があれば、そこに出す。そのときになってみないとわからない状況は正直あるかなというふうに考えております。

○鈴木（真）委員

大きなところとか、せっかく運営が始まったものが3年間で全く別の運営になってしまう可能性も含めてになりますよね。非常に、変に心配をしてしまう感じもするのだけれども、どう言ったらいいのか、大丈夫なのというか……。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、先ほどこちよと言いましたけれども、4法人が一般社団法人をこの4月に設立しております。一般社団法人フリーユニティーといいまして、そちらのほうで4つの法人の代表者が理事に入りまして設立しております。そのところで連携の強化を図るというふうにこちらのほうは聞いております。ですので、そういうところもまたうまく連携、踏まえながら、こちらの事業者うまく連携して、また3年後そこを活かした運営のほうもあるのかなというふうに考えています。

○鈴木（真）委員

法人を設立したのですか。まだそこまでお話なかったですよ。最初は法人化するのは難しいというお話だったのが設立したというのは、ちょっと説明がおかしいと思うのですけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

グローのほうを取りまとめる立場ということで、この4月に一般社団法人フリーユニティーというものを4法人の、各法人の代表者と関係者含めて7名のほうで構成されまして、また代表の理事としてグローの北岡理事長がなされて、一般社団法人フリーユニティーを設立しております。

○鈴木（真）委員

すると設立したものは、何でだめになってしまうのかなというか、何で今度次へ、品川区としてそことはできないという、そこは最初ちょっと説明があった部分と納得いかないのだけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

すみません。説明が足りません。そもそもこちらのほうも一般社団法人フリーユニティーを含めて、また5法人と協定を結ぶということも考えました。ところが、その5法人目となりますと、そもそもプロポーザルのときに出てきたのはグローと愛成会、ゆうゆう、日精看の4法人でした。そこに今回取りまとめる一般社団法人フリーユニティーを入れてしまうと5法人になってしまうので、そうなってしまうと、今までのプロポのところとまたちょっと枠組みが変わってきてしまうということで、すぐわないだろうということで、一般社団法人フリーユニティーとは協定は結ばず、陰のほうで4法人とのバックアップ体制として一般社団法人フリーユニティーが機能するというふうに考えております。

○鈴木（真）委員

4法人と個別、個別に指定管理を結ぶのも、最初のプロポーザルとは違うではないですか。それだったら4法人とやるのと、5法人になるのとは、どっちをとった方がいいかといったら、自分は1つにまとめたものが入ったほうがストレートなのではないかという気がしますが、どうなのでしょう。

○飛田障害者施策推進担当課長

実際この一般社団法人フリーユニティーを4法人のほうで立ち上げたことで、そちらのほうも考えたのですが、実際一般社団法人フリーユニティーというのはまだ実績がない、そこに大量のお金を入れてしまうというのはどうなのかということと、またそれで指定管理料の透明性が出ないということもありますので、まずこの法人、各法人と協定を結ぶことによって、まずお金の流れの明確さが出るという

ことで、そこで今回各法人と指定管理を結びまして、お金の流れというもの、各法人の流れというのは区でも把握することができますので、その上で、また今後のところは共同事業体、一般社団法人フリーユニティーの役割、また、この3年間でそのところは構築されて、3年後はそちらのほうに入っていくだろうというふうには考えております。

○鈴木（真）委員

なるべくもう終わりにしますけれども、4法人と指定管理を結んだときと、それは普通に始めたとして、一般社団法人フリーユニティーと最初スタートした時点の5法人目というのは、その4法人とのつながりというのは存在するわけですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

あくまでも今回の一般社団法人フリーユニティーというのは、4つの法人がこの施設を運営するためにつくった一般社団法人ですので、そのところが連携をしながら運営をしていくというふうになります。

○鈴木（真）委員

4法人がやっているのに、そこで別の法人というのは、その4法人と何の関係が出てくるのかわからない。指定管理を4法人が受けているわけですね。それで一般社団法人フリーユニティーというのは全く何もタッチしていないわけです、今の段階で。管理というのは区の分室がやるのだから、例えば区の分室の部分その一般社団法人の新しいところが受けるならわかるけれども、4法人とそのつながりが納得いかないから、例えば3年後にそこに指定管理が行くというのは、何か納得いかないところがあるのだけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

我々としては、あくまでも協定というところでは4法人というふうになります。また今回一般社団法人というものを立ち上げました。協定のところでは区はできないところではありますが、そちらの4つの法人がうまく行うとしております。また、一般社団法人が入ってしまうと、区から一般社団法人に業務をお願いすると、またそこから業務をほかの、電気とか、エレベーター管理とかになりますと、再々委託ということになってしまいますので、そういうことも区は考えまして、ちょっとそのところは難しいであろうという判断をしております。

○鈴木（真）委員

そこはわかっているけれども、最後にわざと言ったのは障害者福祉課の分室と言ったのだが、4つの施設だけやっているところと、それで運営しているわけではないですか。そうすると一般社団法人フリーユニティーというのは、この4つと全く別ですよ。会社、組織の経営も運営も何も。そうすると、そこが実績というのは何かできるのですか。指定管理を4つがやっているのに、このものというのは、例えば今は実績がないと最初おっしゃったけれども、3年後にその実績というのは何がある、どこから実績が出てくるのか。

○飛田障害者施策推進担当課長

その実績というところは非常に難しいところではあるかなと考えております。また、そこに何か、業務委託とか、そういうことも考えられるだろうということもありますけれども、またそういうところもちょうこのほうでどのよううまくやっていけばいいのかということも、また考えていく必要があるかなと思います。

○鈴木（真）委員

自分の感覚では、実績が余り発生しないような感じだったら今と同じだし、そうすると3年後の指定管理というのは、全くこのフリーユニティーと別のものを考えなければいけないのではないのかということ自分を思いますけれども、とりあえず当面4月の段階ではうまく運営してください。ここまで来ているのだから、それしか言いようがないと思うのですけれども。それはもう要望で終わらせてください。

○石田（秀）委員長

次、ほかにありますか。

○鈴木（ひ）副委員長

指定管理者というのは、大体5年が多いと思うのですけれども、ここが3年という理由はなぜなのかお聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

あくまでも今回区が、この障害者福祉課の分室が入るとするのはイレギュラーなやり方になります。ですので、本来5年のところを3年というところで、なるべく早く区が抜けた状態で全部運営できるようにということで3年というふうに考えております。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。いいですか。

では、最後に私、1つだけ。

これ3年でしょう。分室は3年でやめる。その建物の総合管理をやってもらう。グローを中心にやってきたのだけれども、現実滋賀県から法人税法上の収益事業でこれは無理だと。今のグローの体制では。この体制は変わらないわけですよ、相談という部分は。だけれどもよくよく考えれば、プロポーザルのときは残期間があったけれども早めて、それでいろいろその相談の部分は障害者の方々にいろいろな形でそれを引き継いでいけるようにとってグローを早くしたわけ。今もうそのために、障害者の方々だということやってきたわけですよ。それがうまく回るためというのでわかったのが去年の夏、でもいい、それは。そこはもうしようがない。これが4月でうまくいかせるためにはこの方法しかなかったというなら、それはまあ理解はしないけれども理解はする。

だけれども、その次の体制が3年でこれはこういうものを全部やってもらうというなら、やれるところは幾らでもあるわけです。それなのに何で3年後というのか。ここでいうのだったら、私はここでもう一つ次のことというなら、3年でなくします。それからプロポーザルをもう1回というなら、私は来年やるべきだと思う。来年プロポーザルをやって、そのグローの部分の引き継ぎを、もし違うところになったら、それは2年ぐらいかかるでしょう。うまくまたその障害者の方を引き継ぐといたら。それぐらいかけてグローはやってきたのでしょう。ここでそういう結果が出て、こういう方法論しかないのならそれは認めるけれども、やるなら来年プロポーザルをして、きちんと来年のところプロポーザルをして業者選定をして、それをやっていきます。障害者の方々にも迷惑をかけないようにしていきますというぐらいの発言がなかったら、3年で廃止します。3年でもう1回やりますなんて言っているのを、では2年後にやるのですか、1年しか引き継ぎないのですか、どうするのですか、育てるのですか、サポートするのですか、どう考えたって一般社団だと。このようなのでこの辺のことを全部クリアできると思ったら、いくら区がサポートしてもできないです。

だってもう税制上から何から、収益事業でこういうことはできませんと言っているのだから、このようなものを今全部任せるようにしますといっても、できないではないですか。現実的には。だけれども

障害者の方々に迷惑をかけないようにするのだったら、結論として来年プロポーザルをかけて、その障害者の方にも引き継ぎ、相談部分も、そういうことも含めて全部やっていくから、これはこれでお願ひしますというのが、私は普通だと思います。それがなくて、ただそれだけの説明では、私はちょっと余りに失礼というか、おかしいのではないのかと思います。それはきちんと来年ぐらいそういうことをやると言ってくれなければ。と思うのだけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回こちらの件については、区全体で話し合ったところでの結論であります。また今後のことについては、区全体のことと受けとめて、また対応していきたいと考えています。

○石田（秀）委員長

いいのです。ごめんなさい。そういうことを言っているのではないのです。だからすごくいろいろなことを考えて、いろいろなことを考えられてここへ来たでしょう。それは障害者の方々の継続のことがあったり、だからグローだって、プロポーザルをやった途端にいろいろやってきたのでしょう。それでこういうことになりました。それはやってください、4月から。どうぞ、もうしようがないから。納得はしていないけれども認めますと言っているわけではないですか。それで今のような答弁だと、では今後何、3年間ほっとくのか、それは許せませんよということを言っているわけです。そこをどうすると言っているのに、今後考えますというのは、この時点でこれを出すときに、それは余りにひどいのではないかと。来年ぐらいでプロポーザルをやって、その高齢者の方々の相談業務で次やる方と2年ぐらい引き継いで、グローみたいにやってきたような体制をとって、迷惑かけないようにしていきますというのが区の責任ではないのかと思うのだけれども。そこを聞いているのです。

○永尾福祉部長

この障害児者総合支援施設につきましては、今まで区が、やはりなかなか取り組めなかったさまざまなサービスをここに集約して、拠点として総合ということを進めていこうということで、これまで取り組んできました。そういう意気込みの中でプロポーザルをやったところ、全国的にもいいサービスをするという有名ところが手を挙げてくださって、その方がまた仲間を募って、共同事業体という新しい試みをしたところです。区のほうも、やはりそういう障害者サービス、なかなか不足しているところがあるので、そこを何とか埋めたいという区のほうの思いと、その共同事業体の思いが一致してプロポーザルで選定というふうになりました。確かに共同事業体でやるというのは非常に難しいということは、その時点でもよくわかっていたし、全国的にも課題があるということも聞いておりました。でもやはり区としてこれはちょっと頑張っ、とにかく不足しているサービスを何とかして、それであそこの場所を有効に活かしたいという思いで、4法人とずっと協議をしてきていたところです。

やはりどうしても区民の直接のお声を先に聞きますと、どうしてもサービスの質だったり、内容だったり、そういうところにどうしても傾いてしまったのかなというのが実情になっています。そちらのサービスの質のほうについては、この間も区とその4つのそれぞれの法人と十分に話し合いをして、進めているところなのですが、やはり本当の土台である運営についてというものの検討が少しおくれて始まってしまったこともあり、ただ運営がなければ一般のサービスもできませんので、この1年ぐらい、その運営をどのようにすれば一番いいのかということを議論してきていたところです。それぞれの法人の立場もありまして、もちろん区の立場もあるのですが、せつかくこのいいサービスをやろうとしているのであれば、やはりそこをうまく進められるように進めていくのが一番正しい方法かなというふうに感じました。ですから、もう1回プロポーザルを開くとか、そういうご意見もあるかとも

思いますけれども、そうではなくて、やはりこれまで検討してきたことを大切にして、この法人で何とかよりよいサービスを区民に提供できるように、そういう仕組みをつくっていきたく考えたのが、この案になっています。

それで、この障害者福祉課分室ということ置くことによって、なかなか庁舎の中でしかわからなかったことが、その分室を置くことによって現場に近くなるということで、区としてもそれはプラスの方向に行くのかなと思っています。ただ、やはり一番問題なのはお金のほうの収入、支出、その辺がやはり透明性を持ってやっていないと、大切な税金を使うわけですので、そこはやはりきちんと担保したいので、今3年間と申し上げたのですけれども、なるべく早くそういう仕組みがきちんとできるような体制をこの4つの法人プラス、何か4つの法人としては独自で取りまとめ役として一般社団法人をつくったようでも、そこともうまく調整しながら、透明性も担保し、サービスもきちんとした内容でできるよう、区のほうでも分室を使って努力していきたくと思います。ですので、確かに最初にずっとお話ししてきた内容とは変わった方向にはなっていますが、実際区民の方に対するサービスについては、何も変更は考えておりませんので、これまで同様区民の方にも説明していきたく思っております。

○石田（秀）委員長

最後にお願だけしておきます。それはすごくわかっているし、そのためにこの方法をとったのだと私も思っています。思っていますが、それをやると、先ほど鈴木真澄委員も言ったように、4法人が悪いとは1つも私も言っているつもりはないのだけれども、では果たしてプロポーザルのあり方というのはどういうものなのか。運営体制はその中で一緒にやっていってもらおうということは大前提だったはず。その大前提が崩れて、なおかつその大前提の部分をフォローしようとしてもなかなか難しい感じがする。一般社団法人で、先ほど実績もないけれども、何といても一般社団法人だから。これは何もできないわけです。でもきちんとそれは障害者の方々にそういうサービスを低下するようなことなく、いい方法で動き出すのは事実だろうから、そこは事実として受けとめるけれども、そこを、分室も3年でやめるといふのであれば、早目に手を打つ。期間を短くして。そうしないと、後々のプロポーザルだ、運営体制だ、こういうやり方を物事考えていくのだということが根底から崩れるような、これだったら何でもありになってしまうから。これはやはりどこかで手を打ってもらわないと、早目に、と思います。それは願だけしておきます。

これで本件を終了いたします。

(3) 生活保護法の一部改正の概要について

○石田（秀）委員長

次に、(3)生活保護法の一部改正の概要についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○矢木生活福祉課長

それでは、私から生活保護法の一部改正の概要についてを報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が、平成30年6月8日に公布され、順次施行することとされました。この法律の中には、生活困窮者自立支援法のみならず、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法の改正内容が含まれますが、そのうち生活保護法の一

部改正につきましてご説明を申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずるためです。このことにより、生活保護制度における自立支援の強化、適正化を図るものでございます。

2、改正の概要です。4つございます。

(1) 進学準備給付金の創設です。生活保護世帯の子どもの大学等に進学する際の新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を自宅通学は10万円、自宅外通学は30万円、申請に基づき支給いたします。平成30年1月1日に対象であった世帯に適用し、現在は平成30年8月1日以降の速やかな支給に向け、規則改正等必要な準備を進めているところでございます。

次の(2)(3)は医療扶助関連でございます。(2)健康管理支援事業の創設です。糖尿病などの慢性疾患の重症化を予防するため、受診データなどに基づいた生活習慣病の予防、健康管理支援の取り組みを促進いたします。平成33年1月1日施行となっておりますので、まだ具体的な取り組み内容は示されておりません。今後の国からの通知を待って、関係機関とも協議しつつ、平成31年10月から稼働する新システムに反映させてまいります。

(3) 後発医薬品の原則化です。生活保護における医療給付のうち、医師または歯科医師が医学的知見から問題ないと判断するものについて後発医薬品の使用を原則化するもので、平成30年10月1日から施行いたします。ちなみに、品川区における後発医薬品利用率は77.75%で、国の定める基準の70%を達成してございます。

(4) 返還金の関連でございます。まず、返還金の非免責債権化です。これは生活保護法第63条に定める資力についても、国税徴収の例により徴収することができる、すなわち差し押さえができることとなりました。次に、保護費と返還金の相殺です。返還金のある受給者から保護の支給前に申請があり、保護の実施期間がその受給者の生活の維持に支障がないと認めた場合には、その限度において保護費の中から返還していただくことが法的に認められることとなりました。

なお、参考までに、裏面に法第63条の条文を載せてございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

この改正の概要のところ、進学準備給付金の創設ということで、これが8月1日以降支給できるように準備中ということですが、今のところどれぐらいこの進学準備給付金を使われようとしている方、どれぐらい対象がいるのか伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長

進学準備給付金の対象者でございますが、全部で9名おりまして、内訳といたしましては自宅8名、自宅外1名となっております。

○石田（秀）委員長

ほかにごありますか。

○鈴木（ひ）副委員長

(1) 番の大学進学というのは本当に今までとても大変な思いをされて、生活保護から外された上にさまざま負担が増えるというところで、かなりこれが難しいということが問題になっていたのですけれ

ども、これ1つ前進だとは思いますが、あと住宅扶助の支給が、例えば家族で2人で住んでいるところで、息子さんがその大学進学をしたということになると、今まで1人分の住宅扶助に変えられてしまって、1人分のところの5万3,700円のところに転居指導がされるということで、そのところでさらに大学の息子さんと暮らすということはすごい大変だという実態があったと思うのですが、それが6万4,000円まで認められるようになったという報道を見た気がするのですが、そのところは今回の改正ではなくて、もう既に改正されているということなのか、その状況を教えていただきたいのが1点です。

それとともに、やはり大学に行くとはいえ、生活保護から外されるということが一番の問題だというのはずっと国会の議論の中でもされていたと思うのですが、その辺の生活保護から大学進学した場合も外されずに、引き続いて受けられるというような方向というのは、まだまだ現実にはならないという、その辺の状況なのかというあたりもわかたら教えてください。

○矢木生活福祉課長

大学進学した子どもの世帯分離における住宅扶助額の減額の件でございますが、こちらはちょっと今回報告しようかどうか迷ったのですが、実は生活保護法の改正内容ではなくて、實際上告示という、後でご説明するのですが、そのほうで内容があるものですから、ちょっとこの中には含まれません。ただ、もう既に住宅扶助につきましては、世帯分離後も2人でお住まいの場合は2人世帯の基準6万4,000円をお認めいたしまして、单身基準での転居は指導はしていないものでございます。

第2点目でございます。生活保護から外されず、引き続き生活保護の中でというお問い合わせでございますが、なかなかこの間いろいろな議論が国でもされていることは存じておりますけれども、まだそこまでは至っていないのが現状のようでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

少しずつそのような貧困の連鎖をとめていくというふうなところで、若干改善というものがされてきている部分はあるのですが、やはり根本的なところは生活保護のところを外されてしまうということが困難なところだということが実態ですので、その辺のところはぜひ、区のほうからも引き続き現場の実態を知る、実態として上げていただきたいということで要望させていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。いいですね。
それでは本件を終了いたします。

(4) 生活保護法による保護基準の告示案について

○石田（秀）委員長

次に、(4)生活保護法による保護基準の告示案についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○矢木生活福祉課長

それでは、私から生活保護法における保護基準の告示案について報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。このほど、平成30年6月11日になりますが、厚生労働省より生活保護基準の告示案が示されたことから、報告の準備を整えまして、早速委員の皆様へ報告するものでございます。

1、趣旨でございますが、厚労省の社会保障審議会基準部会の検証結果や、近年の物価の変動などを勘案し、生活保護基準の必要な適正化を図るものでございます。

2、改正内容です。3以降で詳細を説明させていただきますが、今回の改正内容は大きく分けて2つ、生活扶助基準の見直しと教育扶助・高等学校就学費がございませう。

まず、2、(1)生活扶助基準の見直しですが、一般低所得世帯の年齢、世帯人員、居住地域別の消費実態との均衡を図るために、5年に一度生活扶助基準の見直しを図るものでございませう。そもそも生活扶助と申しますのは、注に記載してありますとおり、ご飯を食べたり、服を着たりという個人的な費用である生活扶助(第1類)と、光熱費など世帯共通の経費である生活扶助(第2類)および後で出てまいります児童養育加算、母子加算など、各種加算を足し合わせて基準額を算定するものでございませう。基準額を見直す際に激変緩和措置として、①世帯単位での生活扶助本体、1類と2類を足し合わせたものでございませう。児童養育加算および母子加算の合計の減額幅を現行基準から5%以内にとどめることとしており、このため、世帯によっては経過的加算を加える場合がございませう。また、②見直しは3カ年で段階的に実施することとされてございませう。

2、(2)教育扶助・高等学校等就学費ですが、①入学準備金の支給限度額を引き上げ、②学習支援費を実費支給化し、③高校入学考査料の2校目分や制服の買い直し費用を支給することとされております。後で具体的に申し上げます。

裏面に参ります。3、保護基準です。

まず生活扶助(第1類)ですが、今回の改正で平成29年度基準から年齢区分を変えてございませう。これまで8区分、すなわちゼロから2歳、3歳から5歳、6歳から11歳、12歳から19歳、20歳から40歳、41歳から59歳、60歳から69歳、70歳以上の8区分でございませう。これを新たに6区分、すなわちゼロから5歳、6歳から11歳、12歳から17歳、18歳から64歳、65歳から74歳、75歳以上の6区分としております。この一覧表では、改定年次ごとの基準額の推移を正確にお伝えすべく、年齢区分を細かく分けてございませうが、その分行数が増えてしまいましたことをご容赦いただければと思ひます。どの年齢層におきましても、生活扶助(第1類)は増額してございませう。

次に、生活扶助(第1類)の逓減率でございませう。平成25年度改定時より規模の経済性、いわゆるスケールメリットから、世帯の各構成員の生活扶助(第1類)の合算額に世帯人数に応じて一定の逓減率を掛けて、生活扶助(第1類)を算出するもので、今回の改正ではどの人員数でも逓減率は下がっております。

次ページに参ります。

(2)生活扶助(第2類)です。こちらも一般低所得者世帯の消費実態に合わせて見直しを図ったもので、いずれの人員でも下がっております。生活扶助(第1類)と(第2類)を計算した後に各種加算を足します。各種加算は生活扶助基準では補い切れない特別な事由に対応するためのものでございませう、今回はこの2つの加算、母子加算と児童養育加算に改定がございませう。

(3)児童養育加算ですが、現行は中学生まで月1万円であった加算を、高校生まで対象を拡大する一方、3歳未満は月1万5,000円から1万3,300円と1,700円の減額となっております。

(4)母子加算につきましては、記載のとおり子どもは1人の場合1,390円の減額となります。

(5)教育扶助基準です。小中学生のいる世帯を対象とする扶助で、そのうち、①基準額は小学生で月2,210円から2,600円で月390円の増、中学生で月4,290円から5,000円ということと月710円の増、②入学準備金についても、年上限額とはなりますが、小学生で4万600円から6万3,100円ということと2万2,500円の増、中学生で4万7,400円から7万9,500円と3万2,100円の増となり、③学習支援費は年額に直しまして、中学生は年額5万3,400円から5

万8,700円と5,300円の増でございますが、小学生は年額に直しますと3万1,560円から1万5,700円ということで1万5,860円の減となります。

(6) 高校等就学費、高校生に係る費用につきましては、生業扶助の中に位置づけられてございます。①基本額が月5,450円から5,200円ということで月250円減額となる一方、②入学準備金の年上限が6万3,200円から8万6,300円と2万3,100円の増、③学習支援費が年上限に直しますと6万1,800円から8万3,000円と2万1,200円の増となります。

おめくりいただきまして、4、生活扶助基準額の算定方法でございます。3カ年で見直すこととされてございますので、まずは平成30年10月からの計算式について説明申し上げます。左側の四角い枠にご注目ください。現在の基準額、現行基準額の算出方法が書かれてございます。まず、A基準額①(平成24年度基準)掛ける0.9掛ける逡減率①と、B基準額②(平成29年度基準)掛ける1掛ける逡減率②のいずれか高いほうの基準額を冬季加算を現行基準額といたします。次に右側の四角い枠、見直し後基準額に参ります。先ほどのAの基準額、こちら平成24年度基準の0.885と、今度は平成30年度基準のB基準額③掛ける1.0の、いずれか高いほうの基準額と冬季加算を、見直し後基準額といたします。そして平成30年10月からの施行1年目では、現行基準額掛ける3分の2と、見直し後基準額の3分の1を足し合わせたものが施行1年目の生活扶助基準額となります。ただし、こうして計算した結果、削減幅が5%を超える場合には、米印にありますとおり、経過的加算額を加えることで5%におさまるよう調整いたします。施行2年目、3年目につきましては、記載のとおりでございます。

(2) 事例といたしまして、いわゆる厚労省標準世帯モデルの33歳のお父さん、29歳のお母さん、4歳の子どもの計算式を記載してございます。現行基準額15万110円、見直し後基準額が14万6,500円となりまして、3年後に完全実施されましても、その差は3,610円、削減幅は2.4%となります。5%を超えないため、経過的加算額はありません。

なお、5、適用年月日は記載のとおり、平成30年10月1日となります。正式な告示は8月中旬ないし下旬になると想定してございまして、現在さまざまな準備を進めているところでございます。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。いいですか。

○石田(ち)委員

ただいまご説明いただいたとおり、生活扶助費が最大5%削減、3年間かけてということですが、国のほうでは生活保護世帯の約7割が引き下げられてしまうということで議論されてきました。予算的にも160億円の生活扶助費が削減されるということで、見直しということですが、これは引き下げ、生活扶助の引き下げだというふうには感じているところです。さらに児童養育加算、母子加算も下げられるということで、子どもがいる世帯にも大打撃だと思っているのですけれども、今でも大変な生活保護の中で、生活扶助費は削減される、上がる人もいるし下がる人もいるというふうに言われているのですが、これが下がる方というのがどれぐらいいるのかわかるでしょうか。

○矢木生活福祉課長

先ほど委員ご指摘のとおり、こちら厚労省の平成29年12月22日発表のデータだと思いますが、67%の方が減額、8%の方が変わらない、26%の方が増えるという、こういう結果になってございまして、品川区におきましては、ちょっと各個別の方の計算をするというのはシステムでやらないと難しく、今そのシステムが新システム稼働という中で、ちょっと品川区のほうではまだ試算してございません。

○石田（ち）委員

やはり引き下げによってさらに苦しくなるわけですから、それが3年かけて段階的に削減をされるということで、この削減を行う、減額をしていく理由を厚労省は生活保護受給世帯以外の低所得層の消費水準、生活水準が低いという、この調査結果を上げて、生活保護の基準を下げるのだというふうに理由づけをしているのですけれども、そもそも低所得者層の中に生活保護受給対象となり得る人がいるのではないかと思うのです。

安倍首相も国会で、生活保護を受給することへの偏見をなくして、偏見があるということを認められているのですけれども、保護を必要とする方には確実に保護を適用するというふうに答弁はされているのですが、私たちも、もうずっと求めているのですけれども、やはりいろいろ窓口で、それぞれの課の窓口で、暮らしに困窮する状況が見られたら生活保護というものがあるという制度の周知をしていただきたいということと、やはり偏見をなくしていく。そもそも制度を知らないという方だったり、あと相談、思い切って相談に来たけれども追い返されてしまうというか、なかなか言葉足らずで追い返されてしまったりとか、そういうさらに、国民の権利なのですけれども、生存権という。ですけれども、それがやはりいろいろな報道等で受けることが恥ずかしい、こういうこともあると思うのですが、こういった窓口、各区の窓口で周知や、また偏見をなくしていく対策というものをとるべきだと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○矢木生活福祉課長

まず、制度の周知を各窓口でというご質問でございますが、こちらにつきましては年に1回生活困窮者自立支援制度の懇談会がございまして、こちらにつきましては生保だけに限ったことではないのですが、そういう低所得者層に対します制度等を各所管の課長に周知いたしまして、事務レベルでもご案内を図っていただくようにやっているとございます。

あとちょっと偏見をなくしていくという点につきましては、なかなか難しい。私1人がどうこうということではございませんが、自立に向けて皆さん頑張っているということは、機会に触れご説明は申し上げたいと思っております。

○石田（ち）委員

やはりこの基準を引き下げる理由が、低所得者層の消費水準、生活水準が引くという調査結果なわけです。そのことそのものも、私は問題というか、改善、底上げをしていかなければいけないところではないかと思っておりますので、そのためにもやはりこういう制度があるという周知をさらに徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（真）委員

ちょっと1個。すみません。中身ではなくて、この資料の確認なのですけれども、最後のページで生活扶助の計算式が出ていますが、(1)の③のところなのだけれども、これ国から何か出てきている資料なのか、現行基準掛ける3分のゼロとなっていますが、3分のゼロというのはゼロでしょう。ゼロを掛けたらゼロになる。

○矢木生活福祉課長

こちら委員ご指摘のとおり、平成32年の10月からは見直し基準額のほうでいくという、そういう形になっています。

○鈴木（真）委員

現行基準額がなくなるという意味ですね。

○矢木生活福祉課長

ご指摘のとおりでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

どれぐらいが引き下げになるかというのは区としてわからないということですが、おおよそどれぐらいの、区としての削減額、額などもわからないのか、ちょっとそのところ、もしもわかったら教えていただきたいと思います。

この生活保護というのは、本当に数年前も3年間にわたって引き下げられて、合わせて10%引き下げられたという、それに加えて今回5%なので、どんどん生活保護の基準が引き下げられるというふうなところからすると、やはり本当に貧困がどんどん底がさらに下がっていくということで、ちょっと今のこの社会の格差が広がると同時に貧困が広がるということが大問題になっている中で、逆行する制度改革だと思っています。その額をひとつ教えていただきたい。

それともう一つ、この見直し基準額の計算のところ、ここの中にはないのですが、冬季加算というものがあるのですが、冬季加算もこの前の引き下げのときでしたでしょうか、引き下げられているのですが、こういうものというはすごく、やはりぎりぎりの方にとっては重要な施策だと思うのです。それに加えて、今この熱波の異常気象の中で、クーラーがあっても使えない、電気代が払えなくて、心配で使えないという方が多い中で、逆にそれで熱中症になるという実態というものもあるのではないかと思うのですが、そういう点ではこういう部分的に改善というようなことがされている部分はあるのですが、そういうところからすると、冬季加算とともに夏季の電気代加算のようなところも制度としてつくっていくことがすごく大事なのではないかとような思いがしているのですが、その点いかがでしょうか。

それと同時に、生活保護の方がクーラーがなくて、こんなぎりぎりの中でクーラーを買うお金がためられずに、本当にこの大変な暑さの中で熱中症が心配な方というのが何人もいらっしゃると思うのですが、そういう点でもクーラーの設置のところを、国の制度として認めていかせるということも必要なのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長

まず、削減額についてのご質問でございます。こちら国の試算では3年間で約1.8%の生活扶助減額を見込むとされてございまして、これを品川区に当てはめると、生活扶助の平成30年度予算がおおよそ36億円ございまして、年0.6%として3年間という計算をいたしますと、平成30年度は半年のものですから、1年分ではないのですが、累計で5,400万円ほど減になりまして、こちらがもろもろの計算をいたしまして、そのうち1,500万円程度が削減額ではないかというふうに現時点では見込んでございます。

あと冬季加算については、今回は変更はございません。

あと冬季加算に該当する夏季加算といったお話でございますが、こちらは第1号法定受託事務ということで、国が率先して考えるべきものだと考えてございます。ただ、現実にはなかなか厳しい状況もあるということとは認識してございます。

あとクーラーの設置につきましては一定の世帯、高齢者世帯などを対象に、今回クーラーの設置の基準が認められまして、それにつきましては生活福祉課のほうで検討して認めてさしあげる、なるべく迅速に検討してお認めするという形で、今施行しているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

1,500万円という、全体からするとそれほどのやり切れない額ではないのにもかかわらず、低所得者にとってみれば、もう死活問題というぐらい大変な状況なので、ここに本当に削るということの冷たい今の自公政治の実態というようなものをやはり変えていただきたいと思いました。

それとあとクーラーなのですけれども、クーラーの設置と国のほうから出されたのが、新しく生活保護を受けるときと転居のときはクーラー設置が認められるという法、そういう記事は読んだのですが、今生活保護を受けていて、アパートに住んでいる方がクーラーがない場合に、その設置費用も生活保護のほうで設置費用が出るというような、そういう状況というものもあるのでしょうか。ちょっとそのこの制度のところを教えてくださいのと、あとクーラー代の電気代なのですけれども、国がやるべきというのは本当にそう思います。ぜひとも国に求めていただきたいのと、制度になるまでは、ぜひ区独自にやっていただきたいと思っているのですが、その点についてもお願いします。

○矢木生活福祉課長

クーラー設置についての助成につきましては、申しわけございません。ちょっと手元に詳細な資料がなくて申しわけないのですが、現在クーラーがなく、生活保護を受けていて、例えばお金がなくて社会福祉協議会にお金を借りるといような人の場合は、その貸し付けをやめて申請をするということは可能になってございます。ただし補助額がございまして、その補助額の範囲内ということで、あとは自己負担という形はたしか変わっていなかったように思っております。

次にクーラーの電気代を区独自でというところでございますが、繰り返しのご答弁になって申しわけございませんけれども、こちら第1号法定受託事務になってございますので、生活扶助額の増額、区独自の増額といったことはちょっと制度上できないことになってございます。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、本件を終了いたします。

(5) しながわ健康ポイント事業の開始について

○石田（秀）委員長

次に、(5)しながわ健康ポイント事業の開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川島健康課長

私からは、しながわ健康ポイント事業の開始についてご報告いたします。しながわ健康ポイント事業につきましては、住民の約7割を占めると言われております健康づくりに無関心な層を含む多くの区民に対しまして、運動を始めるきっかけや継続する動機となるインセンティブを付与することで、健康づくりに取り組むことを促していくものでございます。

この資料には書いてございませんが、受託事業者につきましては簡易型プロポーザル方式の審査会を平成30年3月23日に開催いたしまして、応募があった3社からフェリカポケットマーケティング株式会社を受託候補者として選定し、業務委託契約を締結いたしました。フェリカとは非接触ICカード

の技術方式で、フェリカ株式会社はフェリカカードや処理端末、システム等の提供を行うほか、ICTを活用した地域活性化やマーケティング等を行っている企業でございます。

それでは1番の事業内容から説明させていただきます。対象は区内に住所を有する40歳以上の方、定員が1,000人、申し込み多数の場合は抽選、参加費は1,000円でございます。

ポイントの獲得方法、この事業の肝の部分のポイントのため方でございます。機器を使用することによる獲得というところ、参加者に配付いたしました活動量計、こちらの写真にございますが、歩数と、それから消費カロリーを計測できるものでございます。これを、ちょっと写真は小さいのですが、タブレット端末、区内30カ所に設置する予定です。こちらにかざしますと獲得できるポイント、それから体組成計、こちらは区内の11カ所に設置する予定ですが、そちらで体組成を計測すると獲得できるということ、それから事業参加等、区の健康づくりに関するような事業、それから健診を受診すると獲得できるというものでございます。

(5)のポイントの獲得の詳細を説明させていただきます。①番、機器を使用することによる獲得です。こちらに書いてあるとおりですが、例えばアのところの歩数ポイントですと、D、1日1万歩以上、もし歩いたとしますと、50ポイントつく。実施期間が107日ですので、最大で5,350ポイントたまるということです。それから活動量計のスタンプポイントということで、先ほど説明した30カ所のタブレット端末に活動量計をかざしますとポイントがつくと。最大で300ポイント。それからイのところの書いてございますが、体組成計で脂肪率や筋肉量がわかるのですけれども、こちらで計測してもポイントが10ポイントということで、最大で1,070ポイント加算されます。それから②番、事業参加等による獲得ですが、ウのところ、事業の参加ポイントということで、指定の健康づくり事業に参加した場合、自己申告で100ポイント、それから健診につきましても100ポイントほど加算する予定でございます。

それから(6)番、景品ですが、区内の共通商品券、それから共通入浴券、しながわ水族館の入場券などを今検討しております。

2番、スケジュールです。申し込み期間、こちら9月11日の火曜日の広報しながわに詳細、正式なものを掲載する予定です。こちらから募集は開始になります。申込書のほうはホームページからのダウンロード、または健康課、それから健康センター、保健センター、地域センター等で配布いたします。申込方法につきましては、電子メールまたはファクス、郵送にて申し込みを受け付けいたします。郵送で活動量計、それから説明冊子類をお届けしまして、参加費の1000円は代金引きかえ、代引きを予定しております。

(2)番の操作説明会です。11月1日、2日、3日、資料に記載の場所で、こちらは操作方法のわからないような方に対して、操作方法説明会を開催する予定でございます。

事業の実施期間が平成30年11月1日から平成31年2月15日までの107日間、仮に来年度この事業を実施させていただく場合につきましては、半年間ほど実施期間を確保できる見込みでございます。

景品の発送につきましては、3月中旬からの予定です。なお、事業実施後のアンケートに回答いただくことが、景品をお渡しする条件というふうになってございます。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。いいですね。

それでは、本件を終了いたします。

(6) 平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会開催について

○石田（秀）委員長

次に、(6)平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会開催についてを議題に供します。本件につきまして、理事者より説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

平成30年度第1回国民健康保険の事業の運営に関する協議会について報告いたします。

一昨年度運営協議会の中において、国保はわかりにくい、難しいとの声が上がっておりまして、昨年度から勉強会を兼ねた説明中心の運営協議会を実施し、今年度も開催いたしました。平成30年7月20日に開催し、主な議題が会長の選任、報告事項、国民健康保険広域化の影響でございます。

A4横の資料、「国民健康保険制度広域化（都道府県化）の影響について」をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。右下にページを振ってございます。2ページ目となっております。ご覧のように7つに分かれております。

5ページをご覧ください。

2、これまでの国保の財政運営の状況は、中央の品川区（国保会計）に向かっている緑色の矢印をご覧ください。3つございます。左側の国や都から入る交付金や、右下の被保険者が払う保険料などで、こちらが国保の主な収入となります。一方、品川区から出ている灰色の矢印が、区の支払う主な支出になっておりまして、3つございます。1つ目が品川区から下に向かった灰色の矢印、医療機関へ向かう①の医療給付費等の支払いになります。こちらは医療保険である国保の基本となる支払いでございます。国保ではこのほかに右上に出ている灰色の矢印、②の後期高齢者医療制度と③の介護保険制度という、国保以外の制度についてもお金を支払うことが義務づけられるものです。

次に6ページをご覧ください。

3、平成30年度からの国保の財政運営の仕組みは、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保制度の運営を担うこととなりました。図を見ていただくと、5ページで説明した現行の仕組みと比べて、中央水色の財政運営の責任主体として東京都が入ってきた分、お金の流れなどが複雑になっているのがわかります。大きな違いを見ていくと、まず中央の東京都から品川区に向かう赤色の矢印があり、矢印左側、(1)の説明のとおり、医療給付費等の支払いに必要な費用は、全額交付金として都から区に支払われることとなります。一方で品川区から東京都へ向かう緑色の矢印で、(2)のとおり、都が標準保険料率をもとに決定した納付金を区が都へ支払うこととなります。

次に7ページ、平成30年度からの国保の財政運営の仕組み、①医療給付費分等への支払いとその財源についてでございます。上の囲み枠の中をご覧ください。

医療給付費分の支払いは今までどおり区が医療機関へ支払うこととなりますが、その財源については東京都が100%区に交付することとなります。図の右上からの流れのとおり、納付金の財源は基本的に保険料で賄われることとなりますが、保険料だけで賄われない場合は、一般会計から不足分を繰り入れるなどして賄って、補っております。

9ページをご覧ください。

平成30年度からの国保の保険料率の仕組み、③納付金と標準保険料について（その1）でございます。ここでは納付金の決定方法の説明になります。図の上の赤い一点破線で囲った枠、東京都と書いて

あります枠を見ていただくと、東京都は初め左上に薄いオレンジ色の部分、62区市町村全体の医療給付費総額など支出額を見込み、また、右側水色の部分、国から都に入る交付金や都の繰入金などの収入額を見込みます。この見込みましたオレンジ色の支出額から水色の収入額を差し引くことで、下へ向く矢印の先、赤い四角い部分の62区市町村全体の納付金額を創出いたします。これを個別に区市町村ごとに割り振る必要があります。図では下へ向かう黒点線の矢印で納付金が割り振られております。黄色い部分の説明のとおり、被保険者数の規模や所得水準を基礎にして、医療費水準なども加味して62区市町村ごとに納付金額を決定いたします。

おめくりいただきまして10ページ、平成30年度からの保険料率の仕組み、③納付金と標準保険料について（その2）でございます。こちらは各区市町村ごとに納付金が決まった後の流れになります。東京都は区市町村ごとの納付金を決定した後、納付金を納めるために必要となる標準的な保険料率を算定し、区に提示することになります。図を見ていただきますと、左上の薄い赤い四角い部分で、東京都がA区の納付金額38億円を決定いたします。さらに右上に向く矢印で、納付金のほかに保険料で賄う必要がある金額を加算し、あるべき保険料総額40億円を算定いたします。加算項目の具体的なものといたしまして、国保事業で行う特定健診等に要する経費、出産育児一時金に要する経費など、2億円加算があります。あるべき保険料額を決定した後は、そのように算出した保険料総額40億円について、所得割分として24億円、均等割分として16億円、それぞれ所得と被保険者数で割ることによって、所得割率8%と均等割額1万6,000円と決定しております。この都が算出する所得割率と均等割額を標準保険料率といい、東京都が区市町村ごとに算定し、提示することになります。

次に11ページをご覧ください。

平成30年度からの国保の保険料率の仕組み、④標準保険料率と実際の保険料率の関係についてでございます。都は区市町村ごとに標準保険料率を示します。各区市町村はこの標準保険料率を参考として、実際の保険料率を決定することになります。図の左側でA区の標準保険料率を都が示しておりますが、これを受けてA区は、例1のように都の標準保険料率のとおりに保険料率を決定することもできますし、例2のように標準保険料率と異なる保険料率を決定することもできます。この標準保険料率が参考で示されるものとなりますので、最終的な保険料率の判断は区市町村によるということになります。

おめくりいただきまして12ページ、平成30年度からの国保の財政運営の仕組み、特別区基準保険料方式でございます。特別区は基準保険料方式を採用しております。この基準保険料方式という言い方は、東京都から示されております標準保険料方式と区別するためでございます。特別区では、今まで23区の統一した保険料率を実施してまいりました。このたび制度改正により、都から各区ごとのあるべき保険料率が示され、各区は算定いたしますが、都内各区どこに行っても同一所得、同一世帯であれば同じ保険料率と保険料という考えのもと、区は基準保険料率を算定しております。品川区もこの考えのもと、基準保険料方式を採用しております。この図のとおり、特別区の納付金総額をベースに保険料率を算定し、所得割率、均等割額を算定しております。特別区の対応方針といたしまして、将来的な方向性、都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入金の解消または縮減に沿って段階的に移行すべく、23区で統一しております。なお、特別区の水準を参考に、独自に対応することも可とするようになりました。

次に13ページ、国保資格を都道府県単位で管理するでございます。都道府県単位で資格管理を行う仕組みへと見直し、都道府県の資格異動があった場合は資格取得（喪失）の年月日となり、同一都道府県内、例えば東京都内において大田区から品川区に資格異動した場合は、適用開始（終了）の年月日と

なります。

おめくりいただきまして14ページ、こちらは平成30年度からの国保制度の今までのまとめでございます。

次に15ページ、7、新制度の運営状況でございます。平成30年4月以降、大きな問題もなく、新制度に移行しております。財政運営、資格管理ともにおおむね順調に運営しているところでございます。厚生労働省の鳥井国保課長も、6月4日に開催されました全国市長会の中で、現在のところ大きなトラブルもなく、おおむね順調にこぎ出すことができているとの認識を示しております。

続きまして補足資料、激変緩和策の概要をご覧ください。右上に参考資料1と書かれておりますカラー横の資料でございます。

丸の1つ目、平成30年度の激変緩和措置でございます。①国の激変緩和措置、こちらは平成30年度が国全体で400億円であり、東京都へは48.7億円、6年間で総額157億円となっております。②都独自の財政支援は平成30年度で14億円、6年間の総額で79億円となっております。都全体の納付金は、四角の上の部分激変緩和措置による減額分、下の青い部分が都全体の納付金部分でございます。それぞれの区ごとに都から示され、品川区の納付金は129億円となっております。③23区統一の激変緩和措置は、納付金の6%を減じる措置を行います。この6%分は一般財源から繰り入れます。平成30年度から毎年1%ずつ削減してまいります。

丸の2つ目、後年度推計でございます。こちらは東京都の資料を抜粋しております。一番左側が平成30年度でございます。グラフの上の62.7億円は薄いピンク色の国48.7億円、記載ございませんが、薄い水色、都14億円の激変緩和措置の総額となっております。

続きまして、資料2をご覧ください。

品川区国民健康保険運営協議会において、平成31年度国民健康保険料率の検討スケジュールをお示しいたしました。ご覧のように今年度もタイトなスケジュールとなっており、こちらにお示ししておりませんが、国が仮係数や本係数を示し、その後、都から仮係数や本係数が示され、また標準保険料率が示され、そして特別区として基準保険料率を算定し、各区の運協で審議し、諮問、答申を経て条例改正を行う予定となっております。

これらの資料を説明した後、質疑応答がございました。議事録はまだできておりませんが、概要をお伝えいたしますと、品川区の平成30年度の納付金や法定外繰入金の金額についての質問や、各代表する方々からのご意見などがございました。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

今回のこの経過です。大きな問題なく新制度に移行したというご報告でしたけれども、やはりこの中で法定外繰り入れがなくされていくということが、保険料に転化をされて保険料が上がっていくという最大の問題だなと。今でも高く払えないという悲鳴が上がっているところですので、引き下げこそということを私たちがずっと、共産党は求め続けてきたのですけれども、この法定外繰り入れですが、予算書でいうと繰入金のその他の一般会計繰入金に法定外繰り入れということで、これ平成22年度から予算書を見てみたのですが、平成22年度の予算では、このその他一般会計繰入金、法定外繰り入れとなる部分が40億円入っていたのです。それが、今回平成30年度の予算で見ると11億9,000万円

ということで、30億円近くが法定外繰り入れからなくなっていると。要は区の負担が国保会計からの負担、そこに一般会計から入っていくというところでは、区の負担額が増えているのだと思うのですが、このその他一般会計繰入金、法定外繰り入れをされる部分で、これだけ30億円も減らせた原因、理由というのは何になるのですか。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回の法定外繰入金、古い部分からのご指摘でございますけれども、こちらは主なものといたしましては、被保険者数が減、少なくなってきているというのが主なものでございます。また国からは、先ほど申し上げましたとおり、激変緩和措置などがございまして、その部分におきましても、法定外繰入金は少なくなってまいりますし、また縮減するようという国からの申し入れ、意見がございまして、そちらに基づいて区としても法定外繰入金は削減していくようにまいります。

○石田（ち）委員

この法定外繰入金のその他一般会計繰入金の中に、決算補填分のものというのは入っていますか。要は、今すぐい収納率を上げていますよね、品川区。この間。それで、もっとその前から投入額は減っているのですけれども、減り続けているのですが、そこを被保険者数の減もそうかもしれないですけども、やはり収納率というところもここには関係してくるのですか。

○三ッ橋国保医療年金課長

決算補填分と申し上げますのは、決算が出てみないとわからない部分でございまして、赤字繰り入れ解消につきましては、確かに委員ご指摘のとおり決算補填分は一般財源から繰り入れていく部分でございまして、こちらのその他一般の法定外繰入金と申しますのは、決算補填分、決算が出てからの補填と考えております。

○石田（ち）委員

決算で見ても減り続けているので、そこはやはり収納率アップ、やはりこつこつ払って、やむを得ず滞納しながらもこつこつ払っている方に結構さらに増額を強いて、厳しい取り立てをしているという実態もここにはあらわれているのではないかなと思うのです。ですので、そういったところで、一般会計からの法定外繰り入れを浮かせながら、それでなくしてってしまうという、本当にひどいと私は思うのですけれども、それでこの11億9,000万円というものが、今日、今説明いただいた資料によると、10ページのあるべき保険料総額の加算部分に当たることになるのでしたか。ちょっともう1回確認をしたいのですが。

○三ッ橋国保医療年金課長

おっしゃるとおり加算部分、こちらの図ですと2億円になっておりますけれども、区で申し上げますと11.9億円となっております。

○石田（ち）委員

それで、私は国保運協の委員ですけれども、そのときにも伺ったのですが、法定外繰り入れをこれから6年かけてゼロにしていこうとしていることで、そうするとこのその他一般会計繰入金というのが法定外繰り入れだというふうに説明を受けたのです。それがこの加算分、10ページの加算というところに、この11億9,000万円が増えていることで、これを6年間でゼロにしていこうかという質問をしたときに、この11億9,000万円が全て法定外繰り入れではありませんという説明を受けた気がしたのですが、あれ、では違うのかなと思ったのですけれども、ここを6年間でゼロにするということなのですか。

○三ツ橋国保医療年金課長

国から言われております6年間で法定外繰入金を縮減、削減していくようにというふうな考え方がございまして、確かに委員ご指摘のように、こちらは法定外繰入金となっておりますし、また一方そのほかの、特別区は納付金をまた激変緩和として、納付金から94%となっておりますので、そちらも1%ずつ増やしていくようになっております。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますか。

では、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 行政視察について

○石田（秀）委員長

次に、予定表の3、行政視察についてを議題に供します。

お手元に机上配付いたしました厚生委員会行政視察（案）をご覧ください。

前回の委員会でご確認いただきました視察先および視察項目をもとに、先方との調整をさせていただきました。9月4日の午後に富山県富山市、富山型デイサービス、共生型グループホームを運営しているNPO法人しおんの家において、高齢者、障害者、地域が一体となった共生社会の実現に向けた取り組みを視察し、5日は午前中移動しまして、午後から長野県上田市にあります上小圏域障害者総合支援センターにおいて、障害児者総合支援体制について視察をします。最終日は長野県庁において健康づくり、がん対策について視察をしてみたいと考えております。また宿泊につきましては、4日は富山市、5日は長野市で予定しております。

この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更が出た場合は、正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。次回8月の委員会において、事前の勉強会を行いたいと考えております。行政視察がより実りあるものとなりますよう、勉強会に際しましては、各委員それぞれ視察先について少しお調べいただいて、どういう視点を持って調査していきたいか、どういうことを先方に聞いていきたいかなど、積極的に意見を出していただきたいと思っております。出されました意見等につきましては、あらかじめ先方にもお伝えしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

最後に予定表4、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、なければ以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後5時21分閉会